

一般廃棄物処理事業のまとめ （平成28年度）



静岡県

一般廃棄物処理事業のまとめ
(平成28年度)

平成30年 3 月発行

静岡県くらし・環境部 環境局
廃棄物リサイクル課

目 次

1 ごみ処理

(1) 概 要	1
(2) 排 出 状 況	3
(3) 収 集 状 況	6
(4) 処 理 状 況	8
(5) 処 理 経 費	10
(6) ごみ処理施設の概要	11
(7) ごみ処理施設等一覧（焼却施設、焼却以外の中間処理施設、最終処分場）	12

2 し尿処理

(1) 概 要	25
(2) 排 出 状 況	28
(3) 収 集 状 況	29
(4) 処 理 状 況	30
(5) 処 理 経 費	31
(6) し尿処理施設の状況	32
(7) し尿処理施設等一覧（し尿処理施設、コミュニティプラント）	33

3 浄化槽

(1) 浄化槽の設置状況	35
(2) 浄化槽の保守点検	41
(3) 浄 化 槽 の 清 掃	43
(4) 浄化槽の法定検査	44
(5) 合併処理浄化槽設置整備事業	48

4 ごみ・し尿の収集体制

(1) 市町の収集体制	60
(2) 市町の委託・許可件数	60
(3) 市町等の従事職員数	61
(4) 収 集 手 数 料	62

家庭系ごみ、事業系ごみの処理料金の徴収状況について

5 処理施設等の整備

(1) 概 要	65
(2) 国庫補助による施設整備	65
(3) 循環型社会形成推進交付金の概要	65

資 料 編

I ごみ

1	計画処理地域の状況	7 4
2	ごみ処理の概要	7 5
	(1) 処理形態	
	(2) 手数料徴収状況	
3	ごみ収集の状況	8 1
	(1) 収集方式、回数の状況	
	(2) 収集形態別収集量	
4	排出形態別ごみ量	8 9
5	ごみ処理の状況	9 0
	(1) 焼却処理	
	(2) 焼却以外の中間処理	
	(3) 最終処分	
	(4) 資源化の状況	
	(5) 資源化率・リサイクル率	
6	市町別1人1日当たりのごみ排出量	9 9

II し尿

1	計画処理区域の状況	1 0 2
2	し尿処理料金の状況	1 0 3
3	し尿収集の状況	1 0 4
4	し尿処理の状況	1 0 5
5	市町別汚水衛生処理率	1 0 6

III 収集体制

1	廃棄物処理事業従事職員数（ごみ、し尿）	1 0 8
2	許可・委託件数、一般廃棄物処理事業者数	1 0 9
3	収集運搬機材（ごみ、し尿）	1 1 1

IV 廃棄物処理事業経費

1	歳入（ごみ・し尿）	1 1 6
2	歳出（ごみ）	1 1 8
3	歳出（し尿）	1 2 0

V その他

・市町ごみ減量化事業一覧	1 2 4
・一般廃棄物処理基本計画等の策定	1 2 8
・ごみ袋の指定状況（家庭系）	1 2 9
・使用済乾電池及び蛍光灯の処理状況	1 3 0
・ごみ・し尿処理事業主体別区分	1 3 1
・一般廃棄物担当窓口一覧	1 3 3

1 ごみ処理

(1) 概 要

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のごみであって、このうちごみには家庭から排出されるごみと事業活動に伴って発生するごみがある。

平成28年度における県下のごみ(一般廃棄物)総排出量は、1,215,286t(3,330t/日)で、その内訳は市町等の計画収集量が86.7%(可燃ごみ等：86.1%、粗大ごみ：0.6%)、その他は、直接搬入ごみ9.0%、集団回収資源ごみ4.2%となっている。

1人1日当たりの排出量は886gとなっている。

総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量(新基準：平成17年度実績から)

計画収集量：市町の策定するごみ処理計画に従って市町等（市町・一部事務組合の直営、委託業者、許可業者）が収集する量をいう。

直接搬入量：計画収集によらず直接、処理施設又は最終処分場（埋立処分場）に搬入される量をいう。

集団回収量：市町からの補助金等の交付を受けるか、又は場所の提供を受けて自治会、学校等で行う資源ごみの集団回収された量をいう。

【参考】 総排出量(旧基準)＝計画収集量＋直接搬入量＋自家処理量

計画処理区域の状況

総 人 口 (人)		3,758,591	100.0%
内 訳	計画収集人口(人)	3,758,591	100.0%
	自家処理人口(人)	0	0.0%

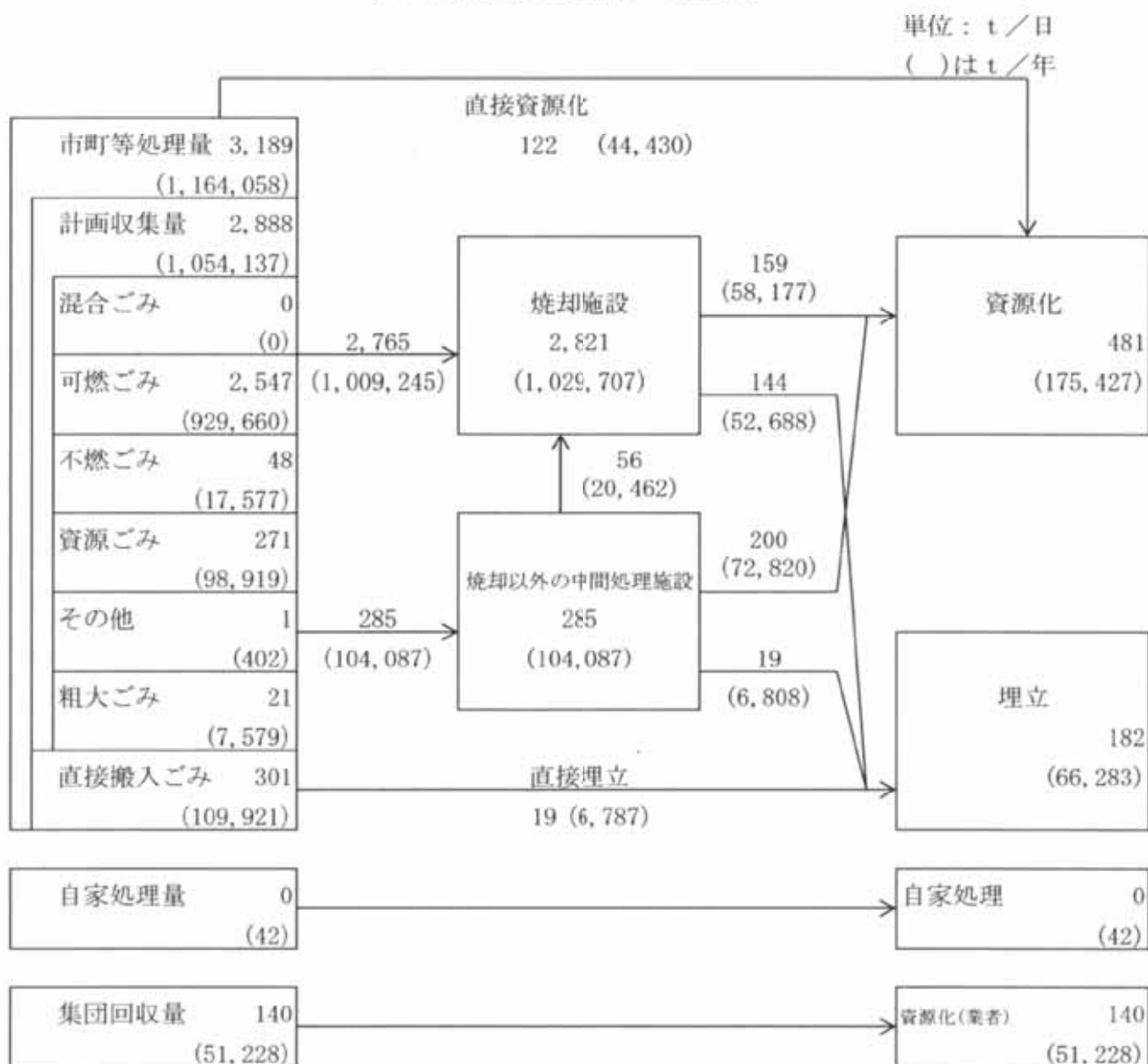
(注) 人口は、平成28年10月1日現在の住民基本台帳による。

平成24年度集計から外国人人口を含む。

ごみ処理の内訳としては、焼却施設搬入83.0%、焼却以外の中間処理施設搬入8.6%、直接埋立0.6%、直接資源化3.7%などとなっている。

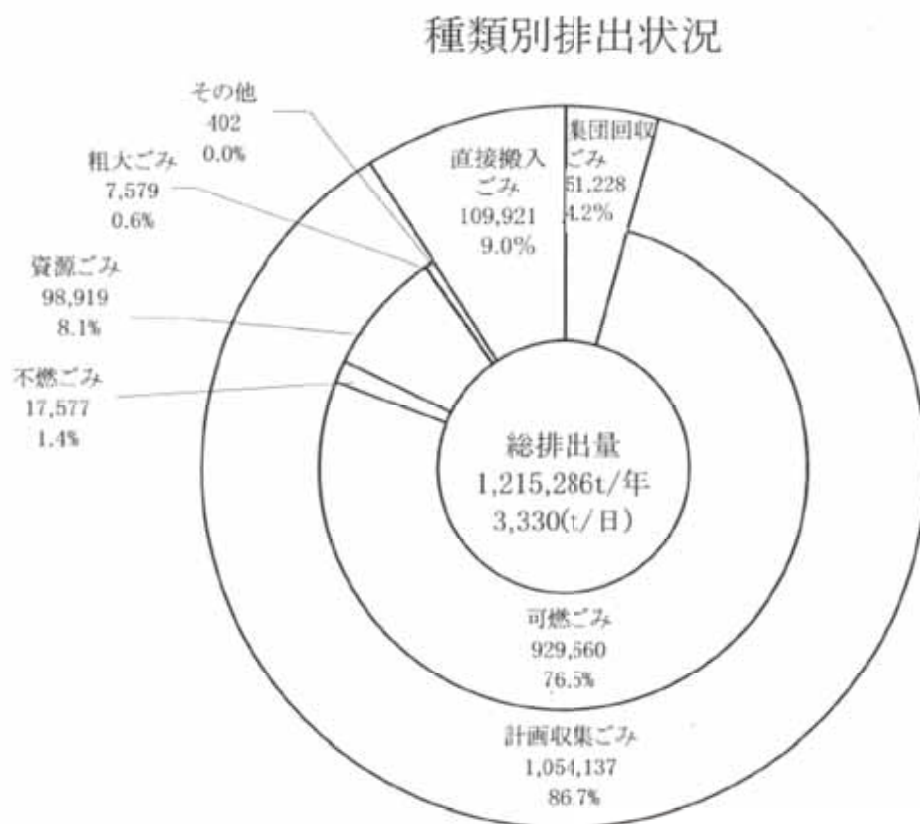
市町による資源化率は15.1%であるが、この他に市町の支援を受けた学校や自治会等の民間団体による資源回収量が51,228 tとなっている。

ごみ処理の状況（流れ）



(2) 排出状況

平成28年度におけるごみの排出状況（排出内訳及び総排出量）は、次の円グラフのとおりである。



1人1日当たりの排出量 (g/人・日)

$$\begin{aligned}
 &= \frac{\text{総排出量 (t/年)}}{\text{総人口 (人)} \times 365 \text{ (日)}} \times 10^6 = \frac{1,215,286}{3,758,591 \times 365} \times 10^6 \\
 &= 886 \text{ (g/人・日)}
 \end{aligned}$$

また、一般家庭において日常生活から生じるごみの総排出量を計画収集量と集団回収量の合計とすると、1人1日当たりの排出量は、

$$\begin{aligned}
 &= \frac{\text{計画収集量 (t/年)} + \text{集団回収量 (t/年)}}{\text{総人口 (人)} \times 365 \text{ (日)}} \times 10^6 = \frac{1,054,137 + 51,228}{3,758,591 \times 365} \times 10^6 \\
 &= 806 \text{ (g/人・日)}
 \end{aligned}$$

平成28年度におけるごみの総排出量(新基準)は、前年度に比べて21,534t(1.7%)減少した。

17年度実績から環境省の総排出量の定義が変更されたため、16年度以前を再計算した。

※【総排出量(新基準)】＝【計画収集量】＋【直接搬入量】＋【集団回収量】

ごみ総排出量の推移(新基準)

年度	総人口 (人)	伸び	総排出量				日常生活から生ずるごみ総排出量 (排出量＝計画収集量＋集団回収量)			
			排出量 (t/年)	伸び	1人1日 排出量(g)	全国平均 (g)	排出量 (t/年)	伸び	1人1日 排出量(g)	全国平均 (g)
8	3,749,156	100	1,439,030	100	1,052	1,152	1,283,921	100	938	1,023
9	3,755,791	100	1,453,441	101	1,060	1,153	1,291,235	101	942	1,029
10	3,764,428	100	1,496,433	104	1,089	1,162	1,328,498	103	967	1,025
11	3,788,280	101	1,494,537	104	1,078	1,159	1,322,532	103	954	1,044
12	3,791,083	101	1,555,172	108	1,124	1,185	1,381,775	108	999	1,069
13	3,773,100	101	1,543,238	107	1,121	1,180	1,369,264	107	994	1,065
14	3,783,742	101	1,557,050	108	1,127	1,166	1,389,272	108	1,006	1,055
15	3,788,038	101	1,560,960	108	1,126	1,163	1,400,863	109	1,010	1,047
16	3,795,274	101	1,549,743	108	1,119	1,146	1,391,101	108	1,004	1,031
17	3,790,221	101	1,544,983	107	1,117	1,131	1,388,957	108	1,004	1,022
18	3,790,116	101	1,530,793	106	1,107	1,115	1,387,457	108	1,003	1,013
19	3,780,805	101	1,507,210	105	1,089	1,089	1,364,328	106	986	979
20	3,781,220	101	1,447,340	101	1,049	1,033	1,312,760	102	951	943
21	3,777,633	101	1,395,147	97	1,012	994	1,247,746	97	905	912
22	3,770,601	101	1,341,568	93	975	976	1,207,334	94	877	894
23	3,762,094	100	1,332,970	93	968	976	1,206,657	94	876	896
24	3,828,432	102	1,318,353	92	943	964	1,192,037	93	853	885
25	3,807,508	102	1,273,877	89	917	958	1,160,344	90	835	878
26	3,789,470	101	1,247,886	87	902	947	1,134,823	88	820	868
27	3,772,151	101	1,236,820	86	896	939	1,126,564	88	816	859
28	3,758,591	100	1,215,286	84	886	925	1,105,365	86	806	846

※平成24年度から総人口に外国人を含む。

総排出量と1人1日当たりの排出量の推移



(参考)総排出量を旧基準により算出した。

※【総排出量(旧基準)】＝【計画収集量】＋【直接搬入量】＋【自家処理量】

ごみ総排出量の推移【旧基準】

年度	総人口 (人)	伸び	総排出量				日常生活から生ずるごみ総排出量 (排出量＝計画収集量＋自家処理量)			
			排出量 (t/年)	伸び	1人1日 排出量(g)	全国平均 (g)	排出量 (t/年)	伸び	1人1日 排出量(g)	全国平均 (g)
8	3,749,156	100	1,362,727	100	996	1,114	1,207,618	100	882	985
9	3,755,791	100	1,367,307	100	997	1,112	1,205,101	100	879	988
10	3,764,428	100	1,397,071	103	1,017	1,118	1,229,136	102	895	981
11	3,788,280	101	1,390,965	102	1,003	1,114	1,218,960	101	879	995
12	3,791,083	101	1,448,504	106	1,047	1,132	1,275,107	106	922	1,016
13	3,773,100	101	1,437,603	105	1,044	1,124	1,263,629	105	918	1,009
14	3,783,742	101	1,454,749	107	1,053	1,111	1,286,971	107	918	999
15	3,788,038	101	1,460,636	107	1,054	1,106	1,300,539	108	938	990
16	3,795,274	101	1,447,743	106	1,045	1,086	1,289,101	107	928	971
17	3,790,221	101	1,442,041	106	1,042	1,067	1,286,015	106	930	958
18	3,790,116	101	1,429,641	105	1,033	1,050	1,286,305	107	930	947
19	3,780,805	101	1,407,307	103	1,017	1,024	1,264,425	105	914	914
20	3,781,220	101	1,355,030	99	982	971	1,220,450	101	884	880
21	3,777,633	101	1,309,925	96	950	935	1,162,524	96	843	852
22	3,770,601	101	1,263,606	93	918	918	1,129,372	94	821	836
23	3,762,094	100	1,260,634	93	916	919	1,134,321	94	824	838
24	3,828,432	102	1,249,467	92	894	908	1,123,151	93	804	—
25	3,807,508	102	1,211,164	89	872	903	1,097,631	91	790	—
26	3,789,470	101	1,188,103	87	859	894	1,075,040	89	777	—
27	3,772,151	101	1,181,907	87	856	888	1,071,651	89	776	—
28	3,758,591	100	1,164,100	85	849	877	1,054,179	87	768	—

※平成24年度から総人口に外国人を含む。

総排出量と1人1日当たりの排出量の推移



(3) 収 集 状 況

ごみの収集は、市町等（直営、委託業者、許可業者）が、ごみを一定の種類に分別して収集しており、86%の市町が「可燃ごみ＋不燃ごみ＋資源ごみ」の3種類に大別して、収集している。

ア 分別収集区分（市町数）

年度 分別	24	25	26	27	28
可 燃 ＋ 不 燃	0	0	0	0	0
可 燃 ＋ 資 源	3	5	5	5	5
可燃＋不燃＋資源	32	30	30	30	30

イ ごみの分別数（市町数）

分別数	～ 3	4 ～ 6	7 ～ 9	10～12	13～15	16～18	19～21	22～24	25～
市町数	0	0	4	9	2	10	4	6	0

ウ 収集形態別収集量

平成28年度の収集状況を収集形態別にみると、直営が11%、委託61%、許可28%となっており、委託による収集量が過半数となっている。

(単位：t/年)

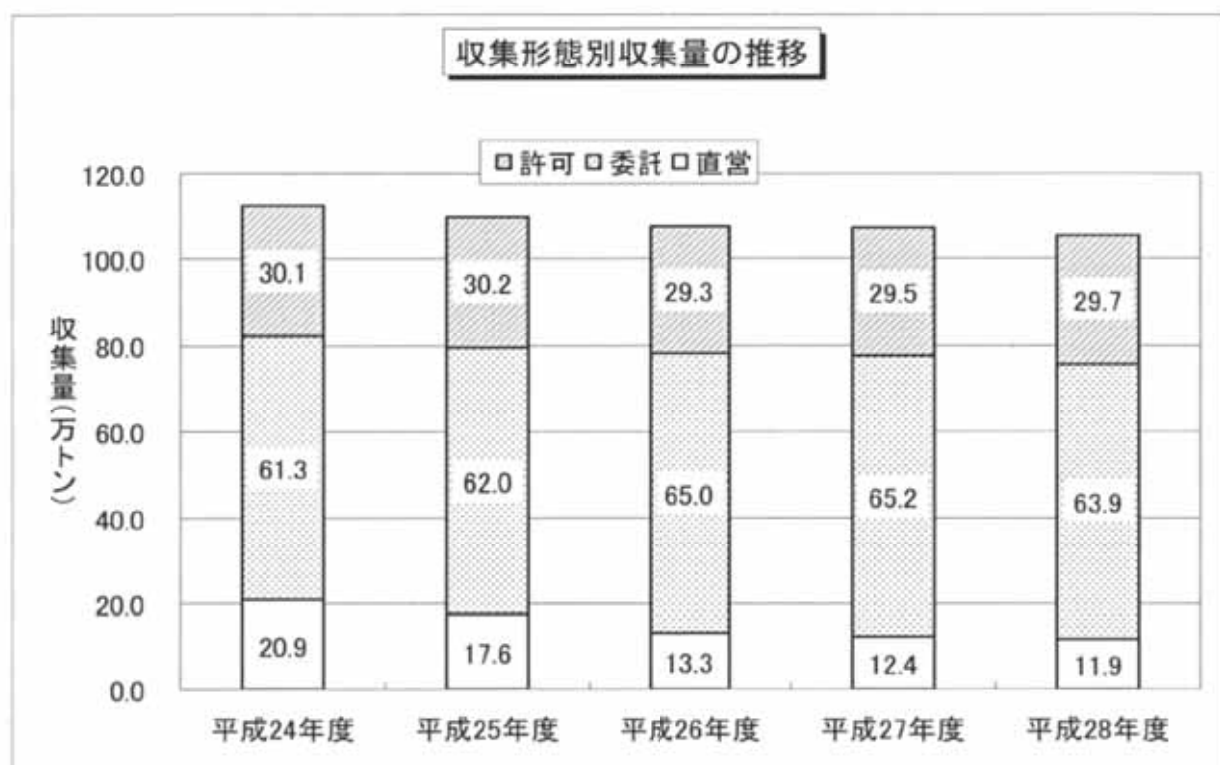
		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	計 (%)※	
総収集量		929,660	17,577	98,919	402	7,579	1,054,137	100
内	直 営	92,867	4,444	16,481	86	4,657	118,535	11
	委 託	552,846	12,428	72,219	97	1,189	638,779	61
	許 可	283,947	705	10,219	219	1,733	296,823	28

※四捨五入の関係で100%にならない

収集形態別収集量の推移

(単位：t/年)

年度 収集形態	(平成) 24	25	26	27	28
直 営	209,011 (18.6%)	175,595 (16.0%)	132,521 (12.3%)	124,394 (11.6%)	118,535 (11.2%)
委 託	612,955 (54.6%)	620,401 (56.5%)	649,527 (60.4%)	652,230 (60.9%)	638,779 (60.6%)
許 可	301,185 (26.8%)	301,593 (27.5%)	292,950 (27.3%)	294,985 (27.5%)	296,823 (28.2%)
合 計	1,123,151	1,097,589	1,074,998	1,071,609	1,054,137
対24年度比 (平成24年度=100)	100	98	96	95	94



(4) 処理状況

平成28年度におけるごみ処理状況は、全排出量の95.8%が市町等で計画的に処理されており、その内訳は、焼却処理83.0%、焼却以外の中間処理8.6%、直接埋立0.6%、直接資源化3.7%となっており、市町等処理以外では51,228 tが集団回収により資源化されている。

また、焼却により生じた残渣52,688t(144t/日)は埋立処分されている。

方法別処理状況

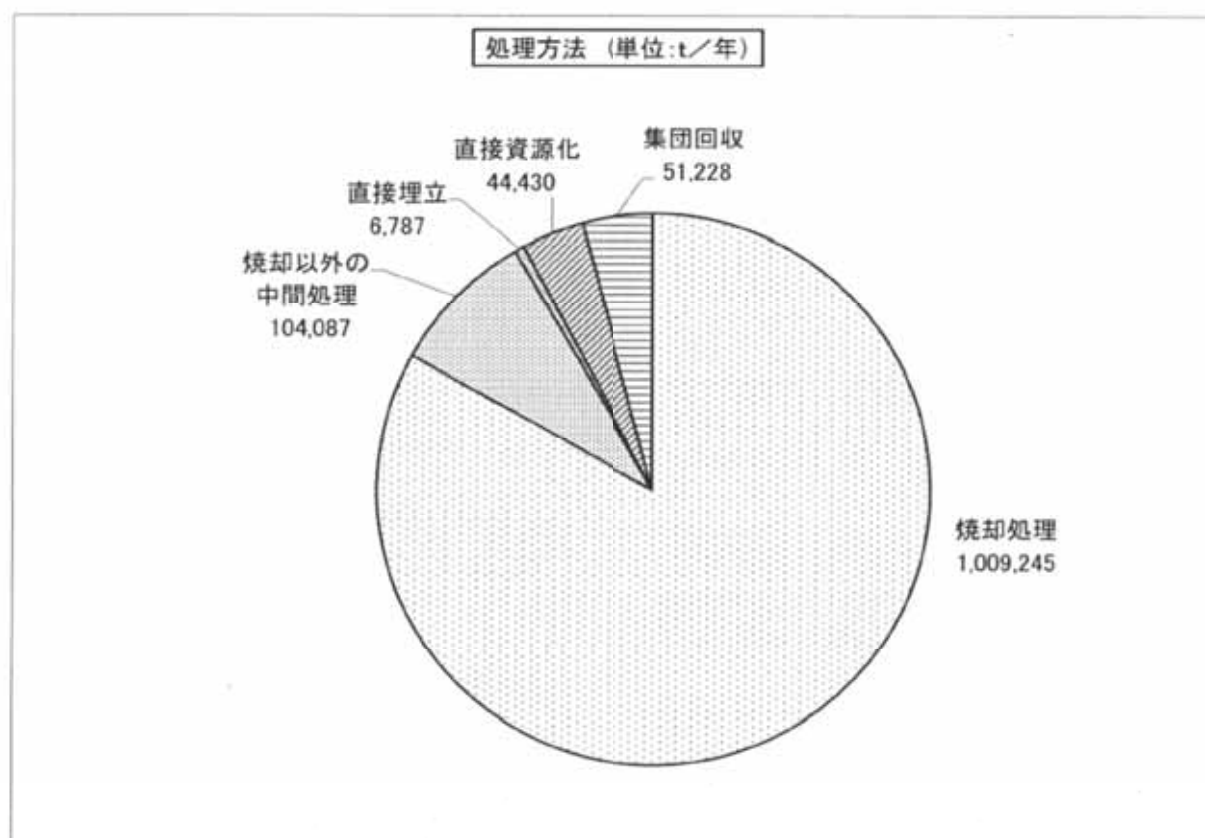
(単位：t/年)

焼却処理	焼却以外の中間処理	直接埋立	直接資源化	合 計
1,009,245	104,087	6,787	44,430	1,164,549
(83.0%)	(8.6%)	(0.6%)	(3.7%)	(95.8%)

*この他に集団回収量

51,228 t/年

(4.2%)



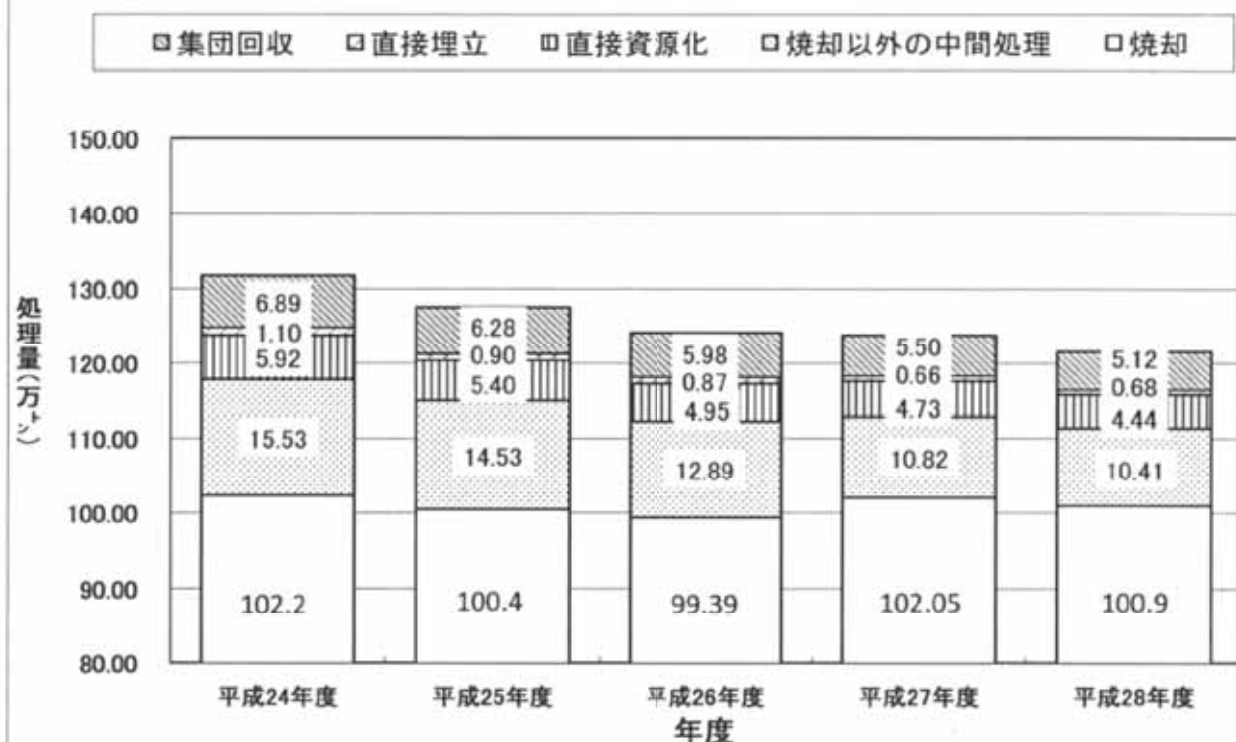
処理方法別ごみ処理量の推移

(単位：t/年)

年度(平成)	24	25	26	27	28
処理形態					
焼却	1,022,879 (77.7%)	1,004,535 (78.7%)	993,920 (80.1%)	1,020,509 (82.5%)	1,009,245 (83.0%)
焼却以外の 中間処理	155,301 (11.8%)	145,314 (11.4%)	128,949 (10.4%)	108,179 (8.7%)	104,087 (8.6%)
直接資源化	59,167 (4.5%)	54,042 (4.2%)	49,473 (4.0%)	47,265 (3.8%)	44,430 (3.7%)
直接埋立	10,957 (0.8%)	9,009 (0.7%)	8,704 (0.7%)	6,590 (0.5%)	6,787 (0.6%)
集団回収	68,886 (5.2%)	62,755 (4.9%)	59,825 (4.8%)	54,955 (4.4%)	51,228 (4.2%)
合 計	1,317,190	1,275,655	1,240,871	1,237,498	1,215,777
対24年度比	100	97	94	94	92

(平成24年度=100)

処理方法別ごみ処理量の推移



(5) 処理経費

廃棄物処理事業費は、処理施設の建設に係る建設・改良費と処理・維持管理費に分けられる。平成28年度のごみ処理費は、施設の減価償却費を考慮すると1 t当たり38,789円で、前年度に比べ1.7%増加している。また、年間1人当たりの処理費は12,013円となっている。

処理経費

(単位：千円)

区分	項目	建設・改良費	処理・維持管理費			減価償却費	計
			人件費	処理費	その他		
全体経費		2,736,681	8,814,459	29,551,087	483,088		41,585,315
処理経費		—	8,814,459	29,551,087	483,088	6,303,631	45,152,265
	中間処理費	—	1,645,366	19,134,023	—	6,002,118	26,781,507
	最終処分費	—	207,399	1,892,747	—	301,513	2,401,659

※処理経費には収集運搬に係る経費を含む。人件費の振り分けは従事職員数による。

処理単価

単価別	区分	1 t 当たりの処理 又は処分費	計画収集人口1人当たり の処理又は処分費
処理単価		38,789 円 / t	12,013 円 / 人・年
中間処理単価		23,621 円 / t	7,125 円 / 人・年
最終処分単価		36,233 円 / t	639 円 / 人・年

※中間処理単価=(中間処理費+委託費の内中間処理分)÷中間処理量

最終処分単価=(最終処分費+委託費の内最終処分分)÷最終処分量 最終処分量=埋立量+残渣量

※中間処理量は、直接資源化量を除いている

平成17年度実績から委託費内訳の調査を実施したため、経費按分に加えた。

人件費割合

中間処理に係る人件費の割合	全職員に対する中間処理に従事する職員の比率	19% (=238人/1,275人)
最終処分に係る人件費の割合	全職員に対する最終処分に従事する職員の比率	2% (=30人/1,275人)

減価償却費

施設の耐用年数を10年とし、過去10年間の施設建設費(中間処理施設・最終処分場)年平均を減価償却とした。

施設建設費の推移

(単位：千円)

年度	中間処理施設	最終処分場	年度	中間処理施設	最終処分場
19	7,189,645	72,831	24	1,469,852	67,899
20	13,145,020	159,761	25	3,002,386	433,570
21	12,102,246	43,285	26	4,000,384	863,731
22	8,628,284	25,570	27	2,574,335	1,152,341
23	6,286,312	126,960	28	1,622,720	69,186
			計	60,021,184	3,015,134

(6) ごみ処理施設の概要

ア 焼 却 施 設

平成28年度において、市町等の設置するごみ焼却施設の数、39施設（総処理能力5,808 t/日）となっている。

施設の稼働率は、平成28年度における焼却施設の焼却量（2,765 t/日）から、48%となっている。

処理方法別焼却施設

区 分	ストーカ式			流動床	固定床等	合 計
	バッチ	准連続	全連続			
施設数	5	6	15	4	9	39
処理能力(t/日)	124	315	3,464	358	1,547	5,808

※処理能力については、端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

イ 焼却以外の中間処理施設

平成28年度において、市町等の設置する焼却以外の中間処理施設の数、45施設（総処理能力1,102 t/日）となっている。

施設の稼働率は、平成28年度における焼却以外の中間処理施設の処理量（285 t/日）から、26%となっている。

施設種別焼却以外の中間処理施設

区 分	粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設	ごみ燃料化 施設	その他	合 計
施設数	20	25	0	0	45
処理能力(t/日)	798	304	0	0	1,102

*粗大ごみ処理施設とは、粗大ごみを対象に破碎、圧縮等の処理及び有価物の選別等を行う施設のことをいう。

*資源化等を行う施設とは、不燃ごみの選別施設、圧縮・梱包施設等（前処理を行うための処理施設や、最終処分場の敷地内に併設されている施設を含む）で、粗大ごみ処理施設、ごみ燃料化施設、保管施設以外の施設のことをいう。

ウ 最終処分場（埋立処分地）

平成28年度において、市町等の設置する最終処分場の数は39ヶ所となり、残余容量は122万 m^3 となっている。

埋立可能期間は、平成28年度における埋立量（6.3万 m^3 ）から、19年4月となっている。

最終処分場の概要

処分場設置数	全体埋立容量	年間埋立量	年間埋立量(推計)	残余容量	残余期間
39ヶ所	409万 m^3	5.2万 t/年	6.3万 m^3	122万 m^3	19年4月

※処分場設置数には、休止中及び稼働していない施設を含む。

※年間埋立量(推計)[m^3] = 年間埋立量[t] / 比重

埋立物の比重は、環境省が使用している0.8163 g/cm^3 を使用

※残余期間 = 残余容量 / 年間埋立量(推計)

No	保健所	設置主体	施設名	処理能力 t/日	炉数	使用開始年 (年度)	年間処理量 t/28年度	資源回収量 t/28年度	産業廃棄物 t/28年度	焼却対象廃棄物										施設の 種類	処理 方式	炉型 式
										一般廃棄物の割合 %	混合ごみ	資源物	燃やさないごみ	資源物	燃やさないごみ	粗大ごみ	燃やさないごみ	燃やさないごみ	燃やさないごみ			
1	賀茂	下田市	下田市宮じん芥処理場	56	2	1982	9,287	0	無	0	○					○				焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
2		南伊豆町	南伊豆町清掃センター	30	2	1991	3,090	0	無	0	○					○	○			焼却	ストーカ式(可動)	バッチ運転
3		松崎町	クリーンピア松崎	16	1	1999	2,453	0	無	0	○					○				焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
4		西伊豆町	西伊豆町クリーンセンター	45	1	1998	3,482	0	無	0	○					○	○			焼却	流動床式	全連続運転
5		東河環境センター	エコクリーンセンター東河	60	2	2002	9,912	0	無	0	○					○	○			焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
6	東部	沼津市	沼津市清掃プラント	300	2	1976	56,702	5,849	無	0	○					○	○			焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
7		熱海市	熱海市エコプラント姫の沢	204	2	1999	22,201	2,013	有	90	○					○				焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
8		熱海市	熱海市初島清掃工場廃棄物焼却炉	1.16	2	2010	154	0	無	0	○									焼却	固定床式	バッチ運転
9		三島市	三島市ごみ処理施設	180	2	1989	31,778	81	無	0	○					○	○			焼却	流動床式	全連続運転
10		富士宮市	富士宮市清掃センター	240	2	1994	39,952	3,350	無	0	○					○	○			焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
11		伊東市	伊東市環境美化センター	142	2	1984	30,485	3,310	有	97	○					○	○	○		焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
12		富士市	富士市環境クリーンセンター	300	2	1986	66,339	0	有	96	○							○		焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
13		裾野市	裾野市美化センター	93	2	1988	14,152	0	無	0	○					○	○			焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
14		伊豆市	伊豆市清掃センターごみ焼却施設	50	1	1986	6,630	0	無	0	○									焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
15		伊豆の国市	長岡清掃センター	32	1	1981	8,423	0	無	0	○					○	○	○		焼却	流動床式	全連続運転
16		伊豆の国市	荊山ごみ焼却場	40	1	1974	4,428	0	無	0	○					○	○	○		焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
17		伊豆の国市	大仁清掃センター	20	2	1979	0	0	無	0	○									焼却	固定床式	バッチ運転
18		函南町	函南町ごみ焼却場	105	2	2000	12,745	1,480	無	0	○					○	○			焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
19		長泉町	長泉町磨芥焼却場	150	2	1974	7,277	0	無	0	○									焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
20		伊豆市沼津市衛生施設組合	土肥戸田衛生センター	30	2	1987	2,625	0	無	0	○									焼却	ストーカ式(可動)	バッチ運転
21		御殿場市・小山町広域行政組合	富士山エコパーク 焼却センター	143	2	2015	32,768	0	有	97	○					○	○	○		焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
22	中部	島田市	田代環境プラザ	148	2	2006	30,200	2,071	無	0	○					○				ガス化溶融・改質	シャフト式	全連続運転
23		志太広域事務組合	一色清掃工場	120	1	1974	18,304	0	無	0	○									焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
24		志太広域事務組合	高柳清掃工場	255	3	1984	43,962	0	無	0	○									焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
25		吉田町牧之原市広域施設組合	清掃センター	100.5	2	1999	14,006	1,365	無	0	○									焼却	流動床式	全連続運転
26	西部	磐田市	磐田市クリーンセンター(3号炉・4号炉)	224	2	2011	39,517	582	無	0	○					○	○	○		焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
27		牧之原市御前崎市広域施設組合	牧之原市御前崎市広域施設組合環境保全センター	141	2	1992	14,791	2,148	無	0	○									焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転
28		袋井市森町広域行政組合	中遠クリーンセンター	132	2	2008	34,003	1,801	有	89	○					○	○			ガス化溶融・改質	シャフト式	全連続運転
29		掛川市・菊川市衛生施設組合	環境資源ギャラリー	140	2	2005	31,298	1,411	有	99	○					○	○	○	○	焼却	回転式	全連続運転

No	余熱利用の状況					発電の場合			灰処理設備 (焼却灰)			灰処理設備 (飛灰)			ごみ組成分析結果							単位 容積重量 kg/m ³	三成分			低位 発熱量 (計算値) kJ/kg	低位 発熱量 (実測値) kJ/kg	運 転 管 理 の 体 制	施 設 の 改 廃 等
	場内 温水	場内 蒸気	場外 温水	場外 蒸気	発電 (場内利用)	その他 (利用無し)	発電 能力 千 KW	発電 効率 %	総 発電 量 MWh	セ メ ン ト 固 化	溶 融 処 理	その他	セ メ ン ト 固 化	溶 融 処 理	その他	紙・ 布 類	ビ ー ム、 食 卓 類	木・ 竹・ わ ら 類	ち ゆ う 介 類	不 燃 物 類	その他		水分 (%)	可 燃 分 (%)	灰 分 (%)				
1						○						○	○			43.9	16.6	15.8	15.4	0.8	7.5	240.0	55.5	4.3	40.2	6,180	6,178	直営	
2	○											○	○			31.5	15.8	4.2	42.6	2.5	3.4	240.0	67.0	27.7	5.3	3,530	0	委託	
3						○						○	○			27.2	12.5	13.3	30.5	3.8	12.7	242.5	61.0	29.7	9.3	4,060	0	直営	
4						○						○	○			26.7	9.7	20.5	25.0	6.4	11.7	423.0	62.8	30.1	7.1	4,103	0	直営	
5	○					○				○			○	○		44.4	32.3	7.1	9.1	4.2	2.9	176.5	43.4	48.6	8.0	8,085	0	直営	
6	○	○										○	○	○		52.3	15.5	11.2	13.6	0.8	6.6	220.0	55.1	40.2	4.7	6,188	7,289	直営	
7	○											○	○			42.1	34.2	6.2	15.7	0.5	1.3	353.0	53.3	42.0	4.7	0	6,603	委託	
8						○						○			○	46.5	28.1	6.1	12.2	3.1	4.0	119.0	31.2	61.9	6.9	0	13,183	委託	
9	○											○	○			39.9	26.2	14.6	11.1	4.6	3.6	94.0	50.3	41.8	7.9	6,610	0	委託	
10	○	○								○			○	○		31.3	21.0	21.3	12.2	4.6	9.6	208.0	52.4	39.6	8.0	6,148	0	一部 委託	
11	○											○			○	41.7	20.1	15.8	11.3	2.2	9.0	225.0	50.4	43.1	6.6	6,848	8,433	一部 委託	
12	○	○	○	○			1.1	92	9,087	○			○			29.8	26.1	11.2	21.2	1.6	10.1	350.0	43.6	52.3	4.1	8,761	11,357	委託	
13						○						○	○			44.0	19.0	9.0	21.0	2.0	5.0	318.0	59.0	36.0	5.0	6,023	0	一部 委託	
14						○						○	○			44.7	20.0	7.1	22.3	2.8	3.1	340.0	49.3	44.5	6.2	7,150	0	委託	
15						○						○	○			52.5	15.5	12.2	10.8	1.1	7.9	349.2	53.1	42.4	4.5	7,359	9,040	委託	
16						○						○	○	○		54.4	15.9	6.9	11.9	1.2	9.7	320.0	47.5	47.3	5.2	7,713	9,840	委託	
17						○						○			○	***	***	***	***	***	***	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	直営	休止
18	○											○			○	47.0	9.6	4.1	28.6	2.0	8.7	210.0	55.0	5.2	39.8	1,462	6,120	委託	
19						○						○	○			57.0	6.0	20.0	9.0	1.0	7.0	263.0	57.0	5.0	38.0	5,762	6,090	委託	
20						○						○	○			41.5	18.3	3.6	27.0	1.2	8.4	247.0	58.1	36.9	5.0	5,493	0	一部 委託	
21			○	○			2.5	16.6	14,884			○	○			52.0	29.6	7.6	5.5	0.7	4.5	192.0	41.9	53.9	4.2	9,096	11,240	委託	
22	○	○		○	○		2.0	15.0	9,922			○	○			35.7	18.6	15.4	22.1	2.2	6.0	320.0	56.2	5.1	38.7	5,882	6,325	一部 委託	
23						○				○			○			45.6	14.9	11.5	19.6	4.3	4.1	330.0	53.7	40.2	6.1	6,248	0	委託	
24						○						○	○			48.2	20.0	8.5	14.4	4.9	4.0	320.0	49.2	42.7	8.1	6,825	0	委託	
25	○											○	○			56.8	20.1	18.2	2.9	0.0	2.0	0.0	37.5	54.9	7.6	9,519	0	一部 委託	
26	○	○	○	○			3.0	14.3	12,079		○					34.1	6.5	19.7	32.5	1.6	5.6	361.6	55.0	39.5	5.5	6,047	6,216	委託	
27	○	○										○	○			43.9	36.0	13.8	4.8	0.0	1.5	0.0	49.2	45.1	5.7	0	7,138	委託	
28	○	○		○	○		1.8	21.3	10,083			○	○			38.3	11.2	8.4	31.4	3.1	7.6	390.0	60.6	33.9	5.5	4,868	5,018	委託	
29	○			○			1.7	9.5	8,687		○		○			48.7	26.8	7.8	9.1	4.2	3.4	106.8	42.1	50.3	7.6	8,413	10,468	委託	

No	保健所	設置主体	施設名	処理能力 t/日	炉数	使用開始年 (年度)	年間処理量 t/28年度	資源回収量 t/28年度	産業廃棄物 割合%	焼却対象廃棄物										施設の 種類	処理 方式	炉型 式
										一般 廃棄物	資源 物	燃 料	燃 料	燃 料	燃 料	燃 料	燃 料	燃 料	燃 料			
30	政令市	静岡市	沼上清掃工場	600	3	1995	111,924	0	無	0	○								焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	
31		静岡市	沼上清掃工場灰溶融施設	120	2	2004	7,632	5,261	無	0									その他	その他	全連続運転	
32		静岡市	西ヶ谷清掃工場	500	2	2010	109,015	10,254	無	0	○								ガス化溶融・改質	シャフト式	全連続運転	
33		浜松市	浜松市南部清掃工場	450	3	1961	122,966	0	無	0	○								焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	
34		浜松市	浜松市浜北清掃センター(90t)	90	1	1986	0	0	無	0	○								焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	
35		浜松市	浜松市浜北清掃センター(40t)	40	2	1997	0	0	無	0	○								焼却	ストーカ式(可動)	バッチ運転	
36		浜松市	浜松市天竜ごみ処理工場	36	2	2005	0	0	無	0	○								ガス化溶融・改質	シャフト式	全連続運転	
37		浜松市	浜松市はるのクリーンセンター	8	1	1996	0	0	無	0	○								焼却	ストーカ式(可動)	バッチ運転	
38		浜松市	浜松市水窪・佐久間クリーンセンター	16	2	1993	0	0	無	0	○								焼却	ストーカ式(可動)	バッチ運転	
39	浜松市	浜松市西部清掃工場	450	3	2008	127,614	14,542	有	96	○	○							ガス化溶融・改質	回転式	全連続運転		
合計				5,808			1,070,116	55,518														

No	余熱利用の状況					発電の場合			灰処理設備 (焼却灰)			灰処理設備 (飛灰)			ごみ組成分析結果										単位 容積重量 kg/m ³	三成分			低位 発熱量 (計算値) kJ/kg	低位 発熱量 (実測値) kJ/kg	運 転 管 理 の 体 制	施 設 の 改 廃 等
	場内 温水	場内 蒸気	場外 温水	場外 蒸気	発電 (場内利用)	発電 (場外利用)	利用 無し	発電能力 千 KW	発電効率 %	総 発電 量 MWh	セ メ ン ト 固 化	溶 融 処 理	その他	セ メ ン ト 固 化	溶 融 処 理	その他	紙・ 布類類	ビ ニ ル・ 皮革類	木・ 竹・ わら類	ち ゆ う 介 類	不 燃 物 類	その他	水分 (%)	可燃分 (%)		灰分 (%)						
30	○	○			○	○		8.4	10.0	44,390		○			○			46.9	30.1	12.3	8.7	0.2	1.8	182.0	40.8	54.1	5.1	9,200	0	一部委託		
31							○					○			○			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	委託		
32			○		○	○		14.0	21.0	62,635			○		○			47.9	32.1	11.6	6.5	0.7	1.2	181.0	38.5	56.1	5.4	0	9,600	一部委託		
33	○				○	○		2.8	7.8	22,769			○		○			42.4	29.8	9.9	12.0	1.9	4.0	148.0	43.8	46.7	7.5	8,078	7,535	直営		
34							○						○		○			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	直営	休止	
35							○						○		○			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	直営	休止	
36							○						○			○		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	委託	休止	
37							○						○			○		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	直営	休止	
38							○						○			○		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	直営	休止	
39	○		○	○	○	○		9.6	16.0	47,206			○		○	○		55.1	23.3	11.0	6.4	2.2	2.0	172.0	42.8	52.4	4.8	8,783	10,101	委託		

N O	保健 所	設置主体	施設名	施設 種類	処理能 力 t/日	使用 開始 年(年 度)	年間処 理量 t/28年 度	資源回 収率 t/28年 度	産業 廃棄物 割合 %	処理対象廃棄物														処理方式	運 転 管 理	施設 の 改 修 等			
										混合 ごみ	不 燃 ごみ	資源 ごみ	紙 類	金 属 類	ガ ラ ス 類	プ ラ ス チ ック	布 類	剪 定 枝	その他 資源 ごみ	粗 大 ご み	直 接 搬 入 ご み	事 業 系 生 ご み	汚 泥				し 尿	その他	
1	賀茂	下田市	下田市カンプレス機	資源 化	1	1979	58	0	無						○										選別・圧縮・ 梱包	直営			
2		下田市	下田市ペットボトル減容 機	資源 化	1.6	2010	45	0	無							○									選別・圧縮・ 梱包	直営			
3		松崎町	松崎町プレス圧縮機	資源 化	2	1999	52	52	無							○										選別・圧縮・ 梱包	直営		
4		東河環境セン ター	エコクリーンセンター東河	粗大	12	2002	720	243	無		○	○								○						破砕	直営		
5		東河環境セン ター	エコクリーンセンター東河	資源 化	13	2002	1,065	822	無								○	○	○	○						選別・圧縮・ 梱包	直営		
6	東部	沼津市	沼津市清掃プラント破砕 処理施設	粗大	50	1976	1,215	0	無		○	○	○							○						破砕	直営		
7		沼津市	沼津市資源ごみ中間処 理場	資源 化	4	1979	490	490	無							○				○						選別・圧縮・ 梱包	直営		
8		沼津市	沼津市中継・中間処理施 設	資源 化	10	1999	2,736	2,452	無								○	○		○						圧縮・梱包	委託		
9		熱海市	廃棄物再生利用施設(破 砕・選別施設)	粗大	10	1999	512	219	無				○								○					併用	委託		
10		熱海市	廃棄物再生利用施設(色 選別施設)	資源 化	9	1999	181	150	無											○						選別・圧縮・ 梱包	委託		
11		熱海市	熱海市発泡スチロール処 理施設	資源 化	1	1999	0	0	無												○						圧縮・梱包	直営	
12		熱海市	PETボトル梱包施設	資源 化	1	1999	0	0	無																	圧縮・梱包	直営		
13		三島市	三島市粗大ごみ処理施 設	粗大	55	1990	1,713	499	無			○	○								○				○	併用	直営		
14		伊東市	伊東市御石ヶ沢清掃工場 破砕施設	粗大	25	1989	106	17	無			○									○						破砕	直営	
15		伊東市	伊東市御石ヶ沢清掃工場 圧縮施設	粗大	7.1	1989	475	352	無			○									○						圧縮	直営	
16	伊東市	伊東市御石ヶ沢清掃工場 圧縮施設	粗大	8.2	1994	187	119	無			○									○						圧縮	直営		
17	富士市	剪定枝資源化プラント	資源 化	3	2000	900	900	無												○						破砕	委託		
18	御殿場市	御殿場市粗大廃棄物処 理場	粗大	4.31	2006	974	112	無			○									○						破砕	直営		
19	御殿場市	御殿場市リサイクルセン ター	資源 化	24.5	1994	980	953	無							○	○	○									選別・圧縮・ 梱包	一部 委託		
20	御殿場市	御殿場市前処理施設	資源 化	9	2000	516	15	無			○													○	選別	直営			
21	裾野市	裾野市美化センター	粗大	5	1988	564	356	無			○									○						併用	直営		
22	裾野市	裾野市美化センター	資源 化	15	1988	78	78	無							○	○										選別・圧縮・ 梱包	直営		
23	伊豆市	伊豆市清掃センター粗大 ごみ処理施設	粗大	5	1997	65	9	無			○									○						破砕	直営		
24	伊豆市	伊豆市清掃センター金属 不燃物(缶プレス)施設	資源 化	5	1988	86	16	無							○											選別・圧縮・ 梱包	直営		
25	伊豆市	伊豆市土肥リサイクルセ ンター	資源 化	5	1996	53	53	無			○				○	○	○	○		○	○					選別・圧縮・ 梱包	委託		
26	伊豆の国市	長岡不燃物処理施設	資源 化	15	1981	243	133	無												○	○	○	○			選別・圧縮・ 梱包	一部 委託		
27	伊豆の国市	里山リサイクルプラザ	資源 化	8	1997	1,409	1,409	無							○			○								選別・圧縮・ 梱包	一部 委託		
28	伊豆の国市	大仁リサイクルセンター	資源 化	4	1980	751	751	無							○	○	○		○							選別・圧縮・ 梱包	一部 委託		
29	伊豆の国市	資源循環センター農土普 通	資源 化	5.5	2010	593	593	無												○				○	○	ごみ堆肥化	直営		
30	函南町	函南町リサイクルプラザ	粗大	15	2000	1,041	317	無			○	○								○						併用	直営		
31	長泉町	長泉町空力処理施設	資源 化	7	1992	90	90	無							○	○										選別	委託		
32	富士宮市	富士宮市清掃センター	粗大	50	1976	2,960	1,151	無			○	○	○													破砕	委託		
33	御殿場市・小山町 広域行政組合	再資源化センター	資源 化	20.8	2017	0	0	無			○				○	○	○			○	○					選別・圧縮・ 梱包・破砕	委託 (建設中)		

N O	保健 所	設置主体	施設名	施設 種類	処理能 力 t/日	使用 開始 年(年 度)	年間処 理量 t/28年 度	資源回 収量 t/28年 度	産 業 廃 棄 物 割 入 %	処理対象廃棄物																	処理方式	運 転 管 理	施設 の 改 変 等
										混 合 ご み	不 燃 ご み	資 源 ご み	紙 類	金 属 類	ガ ラ ス 類	ベ ス ト ボ ト ル	プ ラ ス チ ッ ク	布 類	剪 定 草	その他 資源ご み	粗 大 ご み	家庭 系 生 ご み	事業 系 生 ご み	汚 泥	その他				
34	中部	志太広域事務 組合	一色清掃工場	粗大	50	1974	0	0	無												○					破砕	直営		
35		志太広域事務 組合	リサイクルセンター	資源 化	20	1978	1,185	1,185	無		○			○	○	○											選別	委託	
36	西部	湖西市	湖西市環境センター	粗大	30	1998	1,654	299	無		○	○										○					併用	委託	
37		湖西市	湖西市環境センター(リサ イクルプラザ)	資源 化	30	1998	1,618	1,618	無					○	○	○	○	○			○						選別・圧縮・ 梱包	委託	
38		牧之原市御前 崎市広域施設 組合	牧之原市御前崎市広域 施設組合粗大ごみ処理 施設	粗大	25	1992	331	326	無			○															破砕	直営	
39		牧之原市御前 崎市広域施設 組合	牧之原市御前崎市広域 施設組合不燃物処理施 設	資源 化	8	1999	1,208	1,071	無							○	○	○			○						選別・圧縮・ 梱包	一部 委託	
40		中遠広域事務 組合	中遠広域粗大ごみ処理 施設	粗大	203	1997	2,411	717	無			○	○								○						併用	一部 委託	
41		掛川市・菊川市 衛生施設組合	環境資源ギャラリー	粗大	30	2005	2,916	1,145	無			○	○									○					併用	委託	
42	政令市	静岡市	沼上資源管理センター 粗大ごみ資源化棟	粗大	100	2010	9,717	1,926	無			○															破砕	直営	
43		浜松市	浜松市平和破砕処理セン ター	粗大	140	1992	7,687	1,381	無			○										○					併用	委託	
44		浜松市	浜松市浜北清掃センター (切断機)	粗大	10	1986	0	0	無														○				破砕	直営	休止
45		浜松市	浜松市平和破砕処理セン ター(プラスチック減容施設)	資源 化	45	2001	5,784	5,744	無														○				圧縮・梱包	委託	
合計					1,102		55,370	28,053																					

(7)最終処分場(市町等が設置した施設)一覧(7/10)

平成29年3月31日現在

NO	保健所	設置主体	施設名	埋立 開始 年 (年度)	埋立地 面 積 ㎡	全 体 容 積 ㎡	埋立 終了 予定 年 (年度)	年 間 埋立量 t (28年度)	産 業 廃 棄 物 搬 入 一 度 割 合 %	残 余 容 量 m³
1	賀茂	東伊豆町	東伊豆町最終処分場	1994	8,500	56,000	2035	713	無	27,649
2		西伊豆町	西伊豆町一般廃棄物最終処分場	1998	3,400	14,700	2031	347	無	6,024
3	東部	沼津市	沼津市最終処分場新処分地	2003	15,200	69,745	2020	215	無	37,492
4		熱海市	熱海市姫の沢最終処分場	1991	9,840	95,300	2046	82	無	16,564
5		三島市	三島市一般廃棄物埋立処分場(第3)	1996	9,800	81,630	2021	3,167	無	18,651
6		伊東市	伊東市御石ヶ沢最終処分場	1997	8,700	78,000	2028	599	無	47,713
7		御殿場市	御殿場市一般廃棄物最終処分場	2000	8,400	32,471	2026	338	無	18,619
8		裾野市	裾野市一般廃棄物最終処分場	2016	7,900	44,364	2030	422	無	43,939
9		伊豆市	伊豆市柿木一般廃棄物最終処分場	1995	4,700	34,600	2027	857	無	11,109
10		伊豆市	伊豆市年川一般廃棄物最終処分場	1986	15,772	52,328	2056	147	無	18,417
11		伊豆の国市	韭山一般廃棄物最終処分場	1990	3,000	16,000	2019	323	無	2,184
12		伊豆の国市	大仁一般廃棄物最終処分場	1994	5,128	33,654	2029	1,017	無	10,462
13		函南町	函南町一般廃棄物最終処分場	1986	9,258	63,602	2012	25	無	5,074
14		小山町	一般廃棄物最終処分場(生土)	2000	3,773	21,554	2029	128	無	16,274
15		御殿場市・小山町広域行政組合	御殿場市・小山町広域行政組合一般廃棄物処分場	1994	6,306	25,113	2020	1	無	10,870
16		富士宮市	富士宮市一般廃棄物鞍骨沢最終処分場	1998	16,714	106,289	2024	1,442	無	19,555

NO	埋立 場所	処理対象廃棄物										遮水の方式						浸出水の処理										運 転 管 理 の 体 制	施 設 の 改 廃 等			
		焼却残渣（主灰）	焼却残渣（飛灰）	溶融飛灰	溶融スラグ	直接搬入ごみ	資源ごみ	破砕ごみ・残渣	粗大ごみ	不燃ごみ	その他	原地盤利用	底部遮水工	鉛直遮水工	覆蓋（屋根）	表面遮水工	その他遮水	遮水なし	凝集沈殿	生物処理（脱窒なし）	生物処理（脱窒あり）	砂ろ過	活性炭処理	膜処理	キレート処理	促進酸化処理	消毒			下水道放流	他の施設での処理	処理なし
1	山間	○	○									○						○		○	○					○				委託		
2	山間	○	○					○	○						○					○	○	○					○				直営	
3	平地		○					○	○			○						○	○			○	○			○					直営	
4	山間	○	○					○		○		○			○			○	○				○		○	○					委託	
5	山間	○	○					○				○						○	○							○	○				直営	
6	山間							○	○			○						○		○	○										直営	
7	平地							○	○			○							○	○	○					○					直営	
8	山間	○	○					○	○						○			○	○	○	○			○	○	○					直営	新設（新規稼働）
9	山間	○	○									○						○	○	○	○					○					委託	
10	山間								○								○												○		直営	
11	山間	○	○												○			○	○							○					委託	
12	山間	○	○						○						○			○	○							○					委託	
13	山間	○	○					○				○						○													直営	
14	山間							○	○						○				○	○	○					○					一部委託	
15	平地	○	○							○		○	○					○	○		○	○				○					直営	
16	山間	○	○									○				○		○	○	○						○					委託	

NO	保健所	設置主体	施設名	埋立 開始 年 (年度)	埋立地 面 積 ㎡	全 体 容 積 ㎡	埋立 終了 予定 年 (年度)	年 間 埋立量 t (28年度)	産 業 廃 棄 物 搬 入 一 廃 割 合 %	残 余 容 量 m ³	
17	中部	藤枝市	藤枝市兵太夫最終処分場	1986	14,706	16,938	2018	0	無	550	
18		島田市	島田市一般廃棄物最終処分場	1988	30,491	290,313	2016	2,921	無	10,645	
19		牧之原市	牧之原市一般廃棄物最終処分場	2007	3,668	19,572	2036	15	無	18,563	
20		吉田町	吉田町一般廃棄物最終処分場	1986	33,946	109,569	2062	8	無	73,149	
21		吉田町牧之原市 広域施設組合	一般廃棄物最終処分場	1989	8,050	26,415	2026	247	無	1,022	
22	西部	磐田市	磐田市一般廃棄物最終処分場	1988	12,970	117,825	2018	4,740	無	17,480	
23		掛川市	板沢最終処分場	1988	43,800	256,600	2027	782	無	22,236	
24		掛川市	東大谷最終処分場	2004	1,496	2,560	2043	15	無	1,617	
25		掛川市	高瀬最終処分場	1981	6,728	37,248	2084	118	無	11,600	
26		掛川市	新井処分場	1987	8,500	33,000	2049	139	無	10,800	
27		湖西市	湖西市笠子廃棄物処分場	1980	14,230	143,575	2048	0	無	10,098	
28		湖西市	湖西市新居一般廃棄物最終処分場	1984	13,200	85,473	2034	596	無	12,493	
29		菊川市	菊川市一般廃棄物最終処分場	1989	10,800	78,000	2026	655	無	28,418	
30		牧之原市御前崎 市広域施設組合	牧之原市御前崎市広域施設組合 焼却灰処分場	1988	4,300	30,000	2023	0	無	3,520	
31		牧之原市御前崎 市広域施設組合	牧之原市御前崎市広域施設組合 一般廃棄物最終処分場	2003	6,032	36,744	2023	435	有	2	16,884
32		中遠広域事務組 合	中遠広域一般廃棄物最終処分場 (一宮)	2006	25,158	199,806	2022	6,065	無		130,420
33		政令市	静岡市	沼上最終処分場	1980	36,000	750,000	2024	10,989	有	99
34	静岡市		清水貝島最終処分場	1989	19,760	246,000	2026	1,845	無		24,033
35	静岡市		由比最終処分場	1981	6,050	42,000	2026	2	無		22,287
36	浜松市		浜松市平和最終処分場(Ⅱ期)	2006	48,360	567,700	2022	11,918	無		342,575
37	浜松市		浜松市浜北環境センター	2002	12,315	60,273	2021	291	無		31,935
38	浜松市		浜松市舞阪吹上第2廃棄物最終 処分場	1984	6,555	39,500	2038	4	無		32,275
39	浜松市		浜松市引佐一般廃棄物最終処分 場	1987	9,445	77,300	2044	220	無		16,894
合 計					512,951	4,091,761		51,828		1,218,100	

NO	埋立 場所	処理対象廃棄物							遮水の方式							浸出水の処理										運 転 管 理 の 体 制	施 設 の 改 廃 等					
		焼却残渣（主灰）	焼却残渣（飛灰）	溶融飛灰	溶融スラグ	直接搬入ごみ	可燃ごみ	資源ごみ	破砕ごみ・残渣	粗大ごみ	不燃ごみ	その他	原地盤利用	底部遮水工	鉛直遮水工	覆蓋（屋根）	表面遮水工	その他遮水	遮水なし	凝集沈澱	生物処理（脱窒なし）	生物処理（脱窒あり）	砂ろ過	活性炭処理	膜処理			キレート処理	促進酸化処理	消毒	下水道放流	他の施設での処理
17	平地							○			○							○												○	直営	休止
18	山間									○								○												○	直営	
19	山間									○								○												○	直営	
20	平地	○	○										○						○				○	○		○					直営	
21	平地									○			○				○		○	○	○						○				直営	
22	山間		○		○					○			○						○	○			○	○			○				一部委託	
23	山間										○							○												○	委託	
24	平地									○								○												○	直営	
25	山間	○	○										○						○	○		○	○		○	○					直営	
26	平地	○	○					○		○				○							○	○	○				○				委託	
27	山間	○	○					○		○			○						○	○		○	○		○						一部委託	
28	山間			○	○			○					○						○	○			○								直営	
29	山間		○										○								○		○								委託	
30	山間									○								○												○	一部委託	
31	山間	○	○	○				○		○	○		○						○		○	○	○	○	○	○	○	○			一部委託	
32	山間	○	○	○							○		○								○	○	○		○		○				一部委託	
33	山間		○								○			○					○								○				一部委託	
34	水面（海面を除く）										○		○						○	○		○	○				○				委託	
35	山間	○	○	○				○	○	○	○		○						○		○		○	○			○				委託	
36	山間	○	○					○					○						○	○		○	○		○			○			委託	
37	山間										○	○																		○	委託	
38	平地	○						○		○			○						○		○	○	○				○				直営	
39	山間	○						○		○			○						○		○	○	○				○				一部委託	

<検査関係>

・ごみ焼却施設

項 目	頻 度	根 拠
機能検査	定期的に年1回以上	廃掃法規則第4条の5
精密機能検査	定期的に3年に1回以上	廃掃法規則第5条
燃焼室中の燃焼ガス温度	連続的に測定	廃掃法規則第4条の5
集じん器に流入する燃焼ガス温度	連続的に測定 (H14.12.1から)	廃掃法規則第4条の5
排ガス		
一酸化炭素濃度	連続的に測定 (H14.12.1から)	廃掃法規則第4条の5
ダイオキシン類	年1回以上	廃掃法規則第4条の5 ダイオキシン類対策特別措置法第28条
ばい煙量又はばい煙濃度 ばいじん	焼却能力 4,000kg/時以上 2月に1回以上 焼却能力 4,000kg/時未満 年2回以上	廃掃法規則第4条の5 大気汚染防止法施行規則 第15条
硫黄酸化物	ばい煙量 10m ³ N/時以上 2月に1回以上	
塩化水素及び窒素酸化物	排ガス量 4万m ³ /時以上 2月に1回以上 排ガス量 4万m ³ /時未満 年2回以上	
燃えがら及びばいじん ダイオキシン類	排ガス中のダイオキシン類測定時	ダイオキシン類対策特別措置法第28条
放流水 pH、BOD、COD、SS 大腸菌群数	月1回以上	「一般廃棄物処理事業 に対する指導に伴う留意 事項について」 昭和52年11月4日付け 環整第95号課長通知 (以下課長通知)
カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 シアン化合物 水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物 ダイオキシン類	年1回以上	
廃ガス洗浄施設から発生する汚泥 ダイオキシン類		ダイオキシン類対策特別措置法第28条
ごみ質	年4回以上	課 長 通 知
焼却残渣の熱しゃく減量	月1回以上	

・最終処分場

項 目	頻 度	根 拠
浸出液処理設備の放流水の水質		
1 排水基準等に係る項目	1回／年以上	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物処分場に係る技術上の基準を定める命令 (総理府、厚生省令第1号)
2 pH、BOD、COD、SS 窒素含有量	1回／月以上	
3 ダイオキシン類	1回／年以上	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令 (総理府、厚生省令第2号)
周縁地下水（2か所以上）の水質検査 (又は地下水集排水設備より排出された地下水)		一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の処分場に係る技術上の基準を定める命令 (総理府、厚生省令第1号)
1 地下水等検査項目	1回／年以上	
2 電気伝導率又は塩化物イオン	埋立て開始前 埋立て開始後 1回／月以上	
3 過マンガン酸カリウム消費量		平成10年3月5日付け 衛環第8号課長通知
4 ダイオキシン類	埋立て開始前 埋立て開始後 1回／年以上	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令 (総理府、厚生省令第2号)

詳細は、下記の規定を参照すること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5・第5条

ダイオキシン類対策特別措置法第28条

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物処分場に係る技術上の基準を定める省令(総理府、厚生省令第1号)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(総理府、厚生省令第2号)

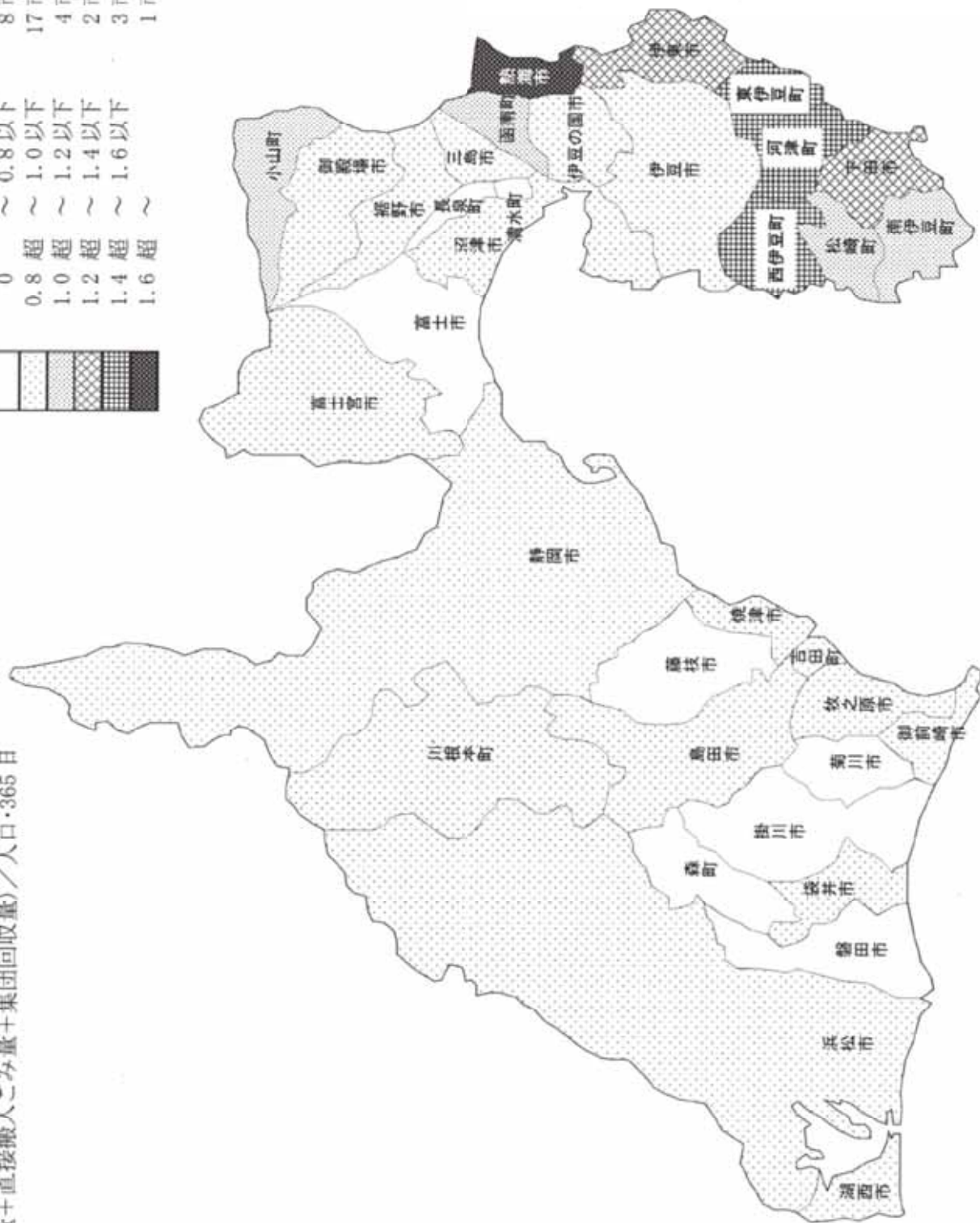
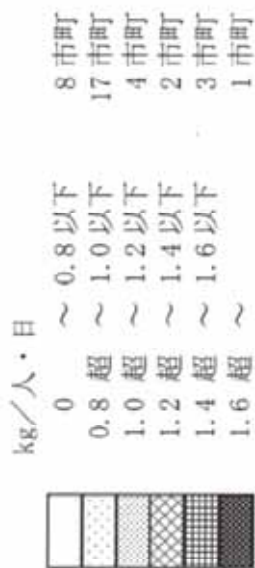
「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」昭和52年11月 4日付け環整第95号課長通知

「一般廃棄物最終処分場の適正化に関する留意事項」平成10年3月5日付け衛環第8号課長通知

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正について」平成14年3月29日付け環廃産第183号課長通知

市町別 1日1人当たりごみ発生状況

(収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団回収量)/人口・365日



2 し尿処理

(1) 概 要

し尿は、水洗便所と汲取便所へ排泄され、水洗便所のものは、下水道、地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）又は浄化槽で処理され、汲取便所のものは、し尿処理施設等で処理されるか自家処理されている。

計画処理区域の状況		単位：人	
総人口		3,758,591	100%
計 画 処 理 人 口		3,758,591	100%
非水洗化人口		88,014	2.3%
計 画 収 集 人 口		86,340	2.3%
自 家 処 理 人 口		1,674	0%
水洗化人口		3,670,577	97.7%
公共下水道人口		2,151,123	57.3%
コミュニティ・プラント人口		15,064	0.4%
浄 化 槽 人 口		1,504,390	40%
合併浄化槽人口		665,916	17.7%
単独処理浄化槽		838,474	22.3%

（注）人口は平成28年10月1日現在の住民基本台帳（常住人口）による。

水洗化人口及び汚水衛生処理率の伸び率

年度 処理内訳	24		25		26		27		28	
浄化槽人口	1,638,451	100	1,592,061	97	1,560,586	95	1,528,782	93	1,504,390	92
下水道人口	2,055,877	100	2,092,003	102	2,114,023	103	2,133,590	104	2,151,123	105
水洗化人口	3,709,874	100	3,699,432	100	3,689,784	99	3,677,470	99	3,670,577	99
水洗化率	96.9%		97.2%		97.4%		97.5%		97.7%	
汚水衛生処理率	70%		71.9%		73.1%		74.3%		75.4%	

*コミュニティ・プラント人口は浄化槽人口に加算して計算。

*水洗化率：水洗便所を使用している人口の割合。

*汚水衛生処理率：生活排水（し尿及び生活雑排水）を処理している人口の割合

(参考)

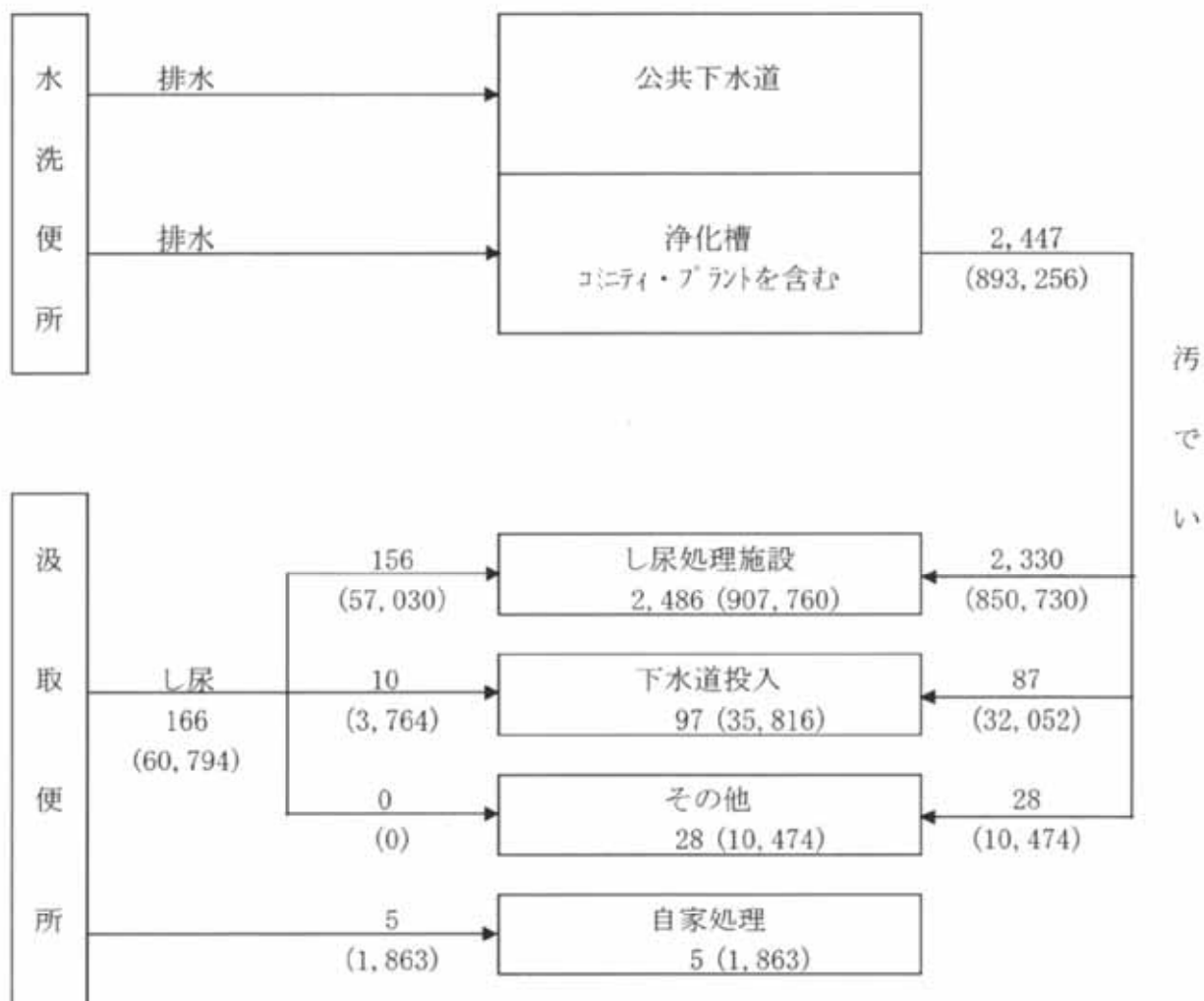
平成28年10月1日現在の水洗化人口は、前年度より約7千人（前年比-0.2%減）減って約367万人となっており、その内訳は浄化槽人口（コミュニティ・プラント人口を含む）約152万人（40.4%）、下水道人口約215万人（57.3%）となっている。また、浄化槽人口のうち、合併処理浄化槽人口は、約67万人（17.7%）となっている。

浄化槽人口と下水道人口の伸び率は、平成24年度を100とした場合、平成28年度はそれぞれ92と105となっている。また、浄化槽人口と下水道人口を合わせた水洗化率は97.7%に、合併処理浄化槽人口と下水道人口を合わせた汚水衛生処理率は、75.4%となっている。

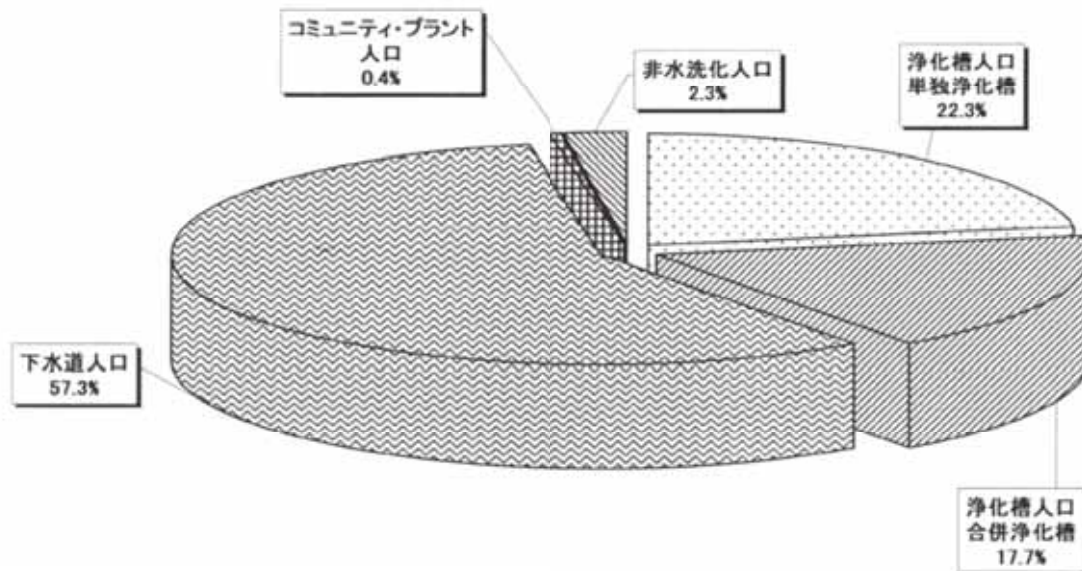
平成28年度における県下の生し尿の発生量は年間62,657k l（171k l／日）、浄化槽より生ずる汚泥量は893,256k l（2,447k l／日）となっている。これらのうち、生し尿1,863k l（5k l／日）は、自家処理されている。

し尿処理の流れ

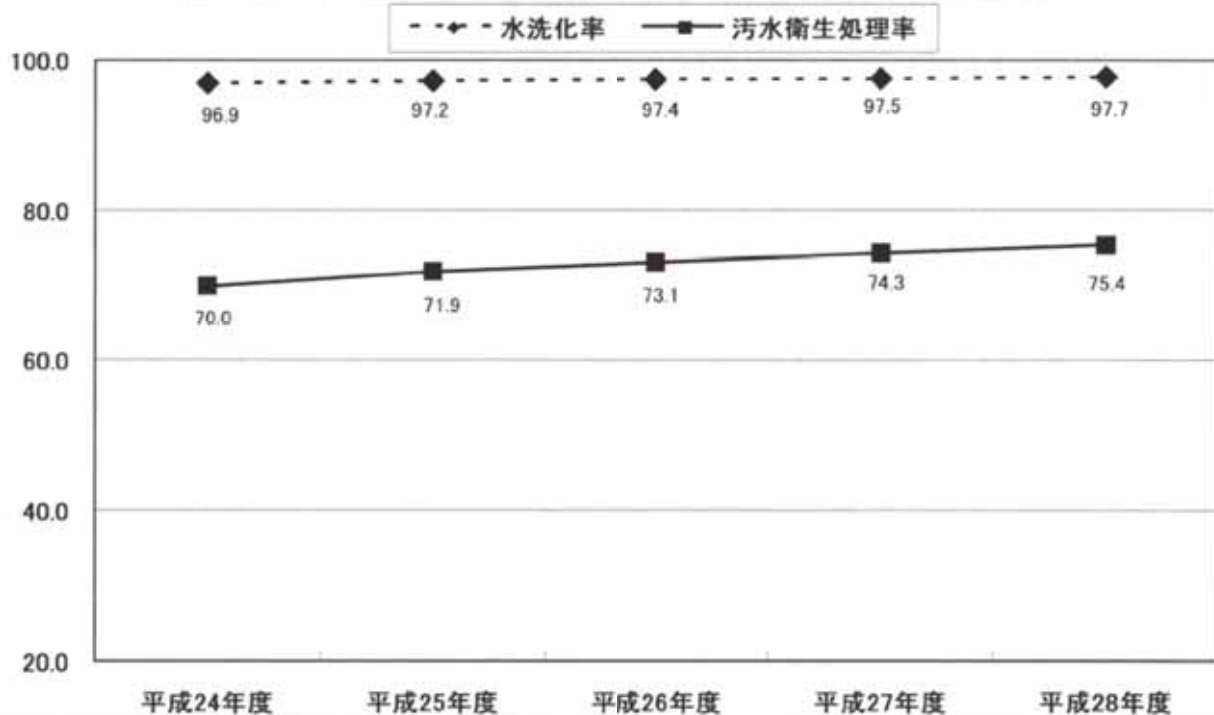
単位：k l／日
（ ）はk l／年



水洗化人口

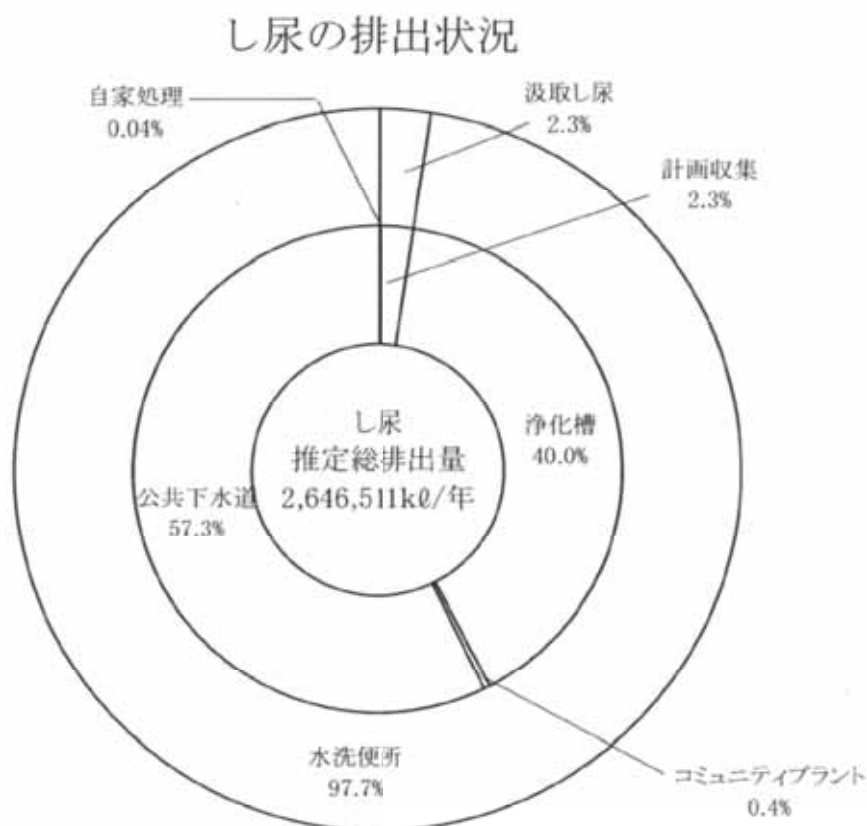


水洗化率及び汚水衛生処理率の推移



(2) 排出状況

平成28年度におけるし尿の排出状況（排出内訳及び総排出量）は、(1)の処理区域の状況から推定すると次の円グラフのとおりである。



し尿原単位

$$\begin{aligned} \text{し尿原単位} &= \frac{\text{計画収集される汲取りし尿 (k l / 年)}}{\text{計画収集人口 (人)}} \times \frac{10^3}{365 \text{ 日}} \\ &= 1.93 \text{ (1 / 人・日)} \end{aligned}$$

し尿推定総排出量

$$\begin{aligned} \text{し尿推定総排出量} &= \text{計画収集される汲取りし尿 (k l / 年)} \times \frac{\text{総人口 (人)}}{\text{計画収集人口 (人)}} \\ &= 60,794 \times \frac{3,758,591}{86,340} \\ &= 2,646,511 \text{ (k l / 年)} \end{aligned}$$

同様に、浄化槽汚泥の原単位も次のようになる。

浄化槽汚泥原単位

$$\begin{aligned} \text{浄化槽汚泥原単位} &= \frac{\text{浄化槽汚泥収集量 (k l / 年)}}{\text{浄化槽人口 (人)}} \times \frac{10^3}{365 \text{ 日}} \\ &= 1.63 \text{ (1 / 人・日)} \end{aligned}$$

(3) 収集状況

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、市町等（直営、委託業者、許可業者）が行っている。

平成28年度における収集量は、954,050 k l / 年となっている。全収集量のうち、直営が38,293 k l（4.0%）、委託が4,701 k l（0.5%）、許可が911,056 k l（95.5%）となっており、し尿の収集運搬は、ごみに比べ民間による割合が高い。

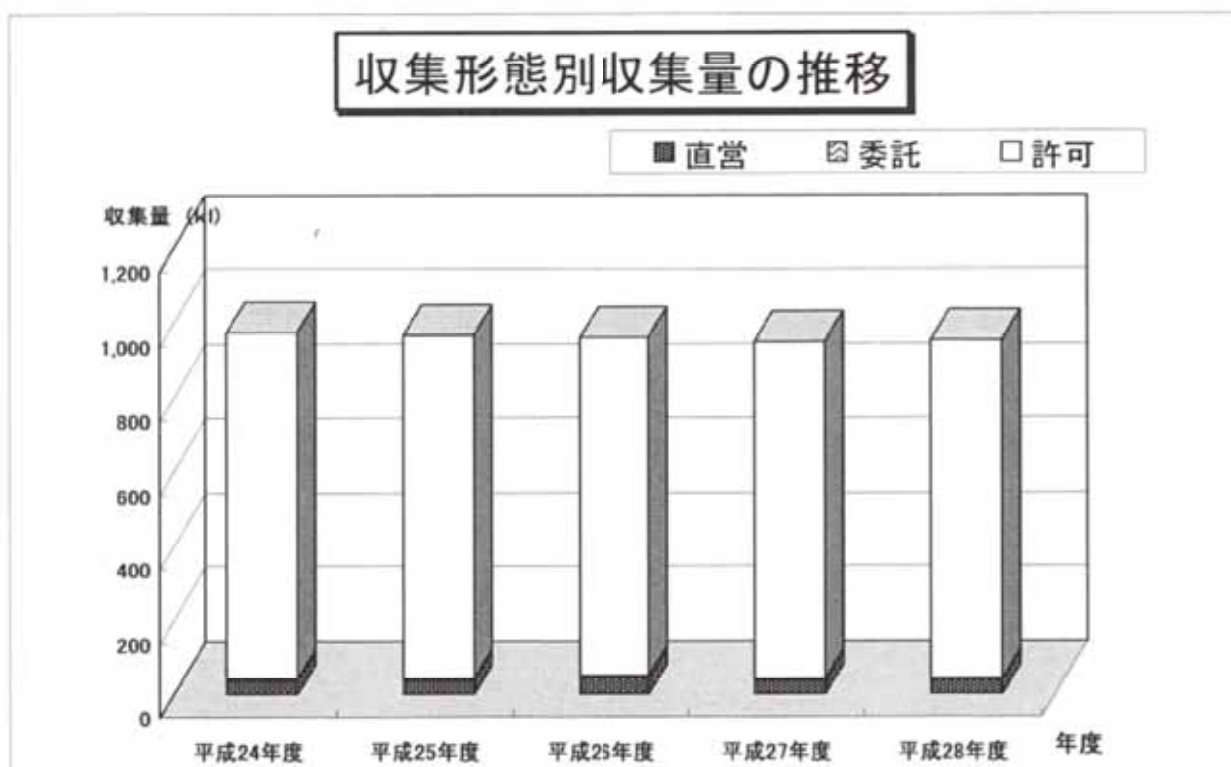
また、し尿と浄化槽汚泥の収集量の比率は、1 : 14.69となっている。

収集形態別収集量の推移

単位：k l / 年

年度 処理形態	24	25	26	27	28
直 営	36,463 3.7%	36,916 3.8%	44,880 4.7%	36,719 3.9%	38,293 4.0%
委 託	6,073 0.6%	5,919 0.6%	5,400 0.6%	5,230 0.6%	4,701 0.5%
許 可	932,024 95.6%	924,453 95.6%	911,194 94.8%	907,648 95.6%	911,056 95.5%
合 計	974,560 100	967,288 99	961,474 99	949,597 97	954,050 98

（平成24年度=100）



収集形態別収集量

単位：k l /年

種類		し尿		浄化槽汚泥		計	
形態別内訳	直営	2,694	4.4%	35,599	4%	38,293	4%
	委託	4,289	7.1%	412	0%	4,701	0.5%
	許可	53,811	88.5%	857,245	96%	911,056	95.5%
収集総量		60,794	100%	893,256	100%	954,050	100%

計画収集し尿等の収集量の推移

単位：k l /年

年度		24	25	26	27	28
区分						
し尿		77,063 (100)	71,016 (92)	66,467 (86)	64,908 (84)	60,794 (79)
浄化槽汚泥		897,497 (100)	896,272 (100)	895,007 (100)	884,689 (99)	893,256 (100)
合計		974,560 (100)	967,288 (99)	961,474 (99)	949,597 (97)	954,050 (98)

(4) 処理状況

平成28年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理状況は、し尿処理施設での処理93.7% その他1.1%、自家処理1.5%となっており、全排出量の98.5%が市町等により計画的に処理されている。

海洋投入は、熱海市（初島地区のみ）、西豆衛生プラント組合（松崎町、西伊豆町）が、海洋投入処分禁止期限前の平成19年1月末（平成18年度）まで行っていた。

し尿処理の状況

単位：k l /年

種類		し尿		浄化槽		計	
方法							
計画処理量	し尿処理施設	57,030	91%	850,730	93.9%	907,760	93.7%
	下水道投入	3,764	6%	32,052	3.5%	35,816	3.7%
	その他	0	0%	10,474	1.2%	10,474	1.1%
自家処理		1,863	3%	12,422	1.4%	14,285	1.5%
合計		62,657	100%	905,678	100%	968,335	100%

処理状況の推移

単位：k l /年

年度 処理内訳	24	25	26	27	28
し尿処理施設	932,526	930,062	924,961	908,322	907,760
下水道投入	35,469	32,602	34,965	34,239	35,816
その他	6,898	4,624	4,710	4,336	10,474
自家処理	1,378	1,150	1,487	1,501	14,285
合計	976,271	968,438	966,123	948,398	968,335

(5) 処理経費

廃棄物処理事業費は、大きくは処理施設の建設・改良費と処理・維持管理費に分けられ、平成28年度のし尿及び浄化槽汚泥の処理費は、施設の減価償却費を考慮すると、1k l当たり6,815円で、前年度に比べて約2.0%減少しており、また、年間1人当たりの処理費は4,049円となっている。

処理経費

単位：千円

項目 経費	建設 ・改良費	処理・維持管理費			減価償却費	計
		人件費	処理費	その他		
全体経費	1,355,100	995,660	4,769,660	84,576	—	7,204,996
処理経費	—	995,660	4,769,660	84,576	652,226	6,502,122

処理単価

区分	1 k l当たりの処理費	1人当たりの処理費
処理単価	6,815 円 / k l	4,049 円 / 人・年

*1人当たりの処理費…処理経費 / (総人口－自家処理人口－公共下水道人口)

減価償却

施設の平均耐用年数を10年とし、過去10年間の施設建設費の平均を減価償却費とした。

建設費の推移

単位：千円

年度	施設建設費	年度	施設建設費
19	192,618	24	293,399
20	276,389	25	444,604
21	164,696	26	981,097
22	612,927	27	1,630,820
23	570,613	28	1,355,100

計 6,522,263

(6) し尿処理施設の状況

ア し尿処理施設数等

平成28年度において、市町等の設置するし尿処理施設の数、35施設（総処理能力3,667.9k l /日）となっている。

施設の稼働率は、平成28年度におけるし尿処理施設の処理量（2,569k l /日）から、0.70となっている。

処理方式別し尿処理施設等

方式 区分	嫌 気	好 気	好一段	好二段	漂 脱	高負加	高負荷 膜分離	一 次	その他	計
施設数	0	2	1	0	11	2	9	2	8	35
能 力	0.0	32.0	20.0	0.0	1,065.0	151.0	856.0	358.0	1,185.9	3,667.9

- 注) 嫌 気：嫌気性消化・活性汚泥処理方式
 好 気：好気性消化・活性汚泥処理方式
 好一段：好気性処理のうち一段活性汚泥処理方式
 好二段：好気性処理のうち二段活性汚泥処理方式
 漂 脱：標準脱窒素処理方式（旧低二段）
 高負荷：高負荷脱窒素処理方式
 膜分離：膜分離処理方式
 一 次：一次処理後に下水道に放流

し尿処理施設数の推移

年度	24	25	26	27	28
施設数	37	37	37	35	35

(7) し尿処理施設等一覧

し尿処理施設一覧

(平成29年3月31日現在)

NO	保健所	事業主体	施設名	処理能力 kl/日	使用開始年	年間処理量(kl/年)			処理方法 (汚水処理)										処理方法 (汚泥処理)		処理方法 (資源化処理)		運営管理体制	施設の改廃等		
						し尿	浄化槽汚泥	有機性廃棄物	嫌気	好気	好希釈	好一段	好二段	槽内酸化	高負荷	膜分離	下水投入	浄化槽	一次処理	その他	脱水	乾燥			メタン発酵	堆肥化
1	賀茂	東河環境センター	し尿処理施設	26	1988	179	11,703	0							○					○			○	直営	一部委託	
2		南豆衛生プラント組合	汚泥処理クリーンセンター	43	2006	287	10,179	498								○	○			○	○					
3		西豆衛生プラント組合	西豆衛生プラント	44	2007	602	11,489	0								○	○				○					委託一部
4	東部	沼津市	沼津市衛生プラント(アクアプラザ)	156	2004	2,722	42,160	0								○		○		○	○		○		委託一部	
5		沼津市	沼津市戸田衛生センター	12	1970	36	131	0	○											○			○	直営		
6		熱海市	熱海市大黒崎し尿管理センター	40	1982	347	7,902	0						○						○					委託	
7		三島市	三島市衛生プラント	73	1988	400	12,421	0	○									○	○	○	○				委託一部	
8		富士宮市	衛生プラント	136	1989	3,165	42,212	0								○					○				委託	
9		伊東市	伊東市クリーンセンター	96	1993	14	28,421	0	○	○						○	○				○				直営	
10		富士市	富士市クリーンセンターききょう	186	1997	3,192	58,419	0								○	○				○				委託	
11		伊豆市	伊豆市汚泥再生処理センター	28	2015	100	8,676	0								○	○		○		○	○			委託	
12		伊豆の国市	長岡し尿処理場	15	1990	150	3,175	0								○					○			○	委託	
13		伊豆の国市	釜山し尿処理場	20	1977	77	3,113	0			○										○	○			委託	
14	中部	沼津市	沼津市し尿処理場	20	1985	170	3,256	0	○													○	○	○	直営一部	
15		御殿場市・小山町広域行政組合	衛生センター	140	1985	2,874	39,480	0							○						○				委託	
16		裾野、長泉清掃施設組合	いずみ苑	30	1981	272	5,146	0							○						○	○	○		委託	
17		裾野、長泉清掃施設組合	裾野、長泉清掃施設組合中島苑	60	1989	411	16,685	0							○						○				委託	
18	中部	島田市	クリーンセンター	110	1990	2,546	46,176	0							○					○	○	○			直営	
19		川根地区広域施設組合	クリーンビュー川根	25	2003	954	6,177	0								○	○				○	○	○	○	委託	
20		志太広域事務組合	藤枝環境管理センター	160	1955	4,664	48,156	0								○	○						○		委託	
21		志太広域事務組合	大井川環境管理センター	90	1999	110	32,778	0								○	○						○		委託	
22	西部	吉田町牧之原市広域施設組合	衛生センター	82	1995	1,310	26,612	0								○					○				委託一部	
23		磐田市	磐田市衛生プラント	98	1989	3,709	25,118	0										○	○	○					委託一部	
24		掛川市	掛川市衛生センター	150	1994	1,508	39,201	0								○	○	○	○	○	○	○			委託一部	
25		湖西市	湖西市衛生プラント	84	1964	2,072	27,427	0							○						○				委託一部	
26		東遠広域施設組合	東遠衛生センター	195	2001	3,863	62,126	14								○	○					○	○	○	委託	
27		袋井市森町広域行政組合	袋井衛生センター	150	1986	2,269	47,170	0	○	○						○	○				○	○		○	委託	
28	政令市	静岡市	静岡衛生センター	260	1967	5,505	52,743	0										○	○	○					直営	
29		静岡市	清水衛生センター	200	1991	2,149	37,658	0							○						○				委託	
30		静岡市	庵原衛生プラント	76.9	1993	1,009	14,175	0							○	○	○				○				直営	
31		浜松市	浜松市東部衛生工場	200	1986	6,548	34,284	0							○						○	○	○		委託	
32		浜松市	浜松市西部衛生工場	400	1981	3,764	28,431	0										○							委託	
33		浜松市	浜松市浜北クリーンセンター	95	1992	0	0	0							○						○	○	○		直営	
34		浜松市	浜松市天竜衛生センター	70	1991	2,437	14,197	0							○						○	○	○		委託	
35	浜松市	浜松市緑江し尿処理センター	85	1992	1,307	21,892	0								○	○				○	○	○		委託		

* 処理方法(汚水処理)の区分

嫌気・嫌気性消化・活性汚泥処理方式
 好気・好気性消化・活性汚泥処理方式
 好希釈・好気性処理のうち希釈ばつ気活性汚泥処理方式
 好一段・好気性処理のうち一段活性汚泥処理方式
 好二段・好気性処理のうち二段活性汚泥処理方式
 槽内・標準脱窒素処理方式(旧低二段)
 湿式酸化・湿式酸化・活性汚泥処理方式
 高負荷・高負荷脱窒素処理方式
 膜分離・膜分離処理方式
 焼却・焼却処理方式
 下水投入・下水投入方式
 浄化槽専用・浄化槽汚泥専用処理方式
 一時処理・一時処理後に下水道に放流
 その他・上記に該当しない処理方式

コミュニティプラント一覧

(平成29年3月31日現在)

NO	保健所	事業主体	施設名	計画最大汚水量 (m ³ /日)	使用開始年 (年度)	汚水処理量 (m ³ /28 年度)	処理方式	運転管理	施設の改 廃等
1	東部	沼津市	沼津市江梨浄化センター	150	1972	35,284	長時間ばっ気	委託	
2		伊東市	伊東市川奈奥水無田汚水処理場	405	1970	40,997	長時間ばっ気	委託	
3		伊東市	伊東市川奈地域汚水処理施設	1,200	1974	122,498	長時間ばっ気	委託	
4		富士市	中野台下水処理施設	1,190	2004	191,099	標準活性汚泥	委託	
5		御殿場市	富士見原住宅団地コミュニティプラント	750	2000	128,657	回分式活性汚泥	委託	
6	中部	島田市	伊太住宅団地第一汚水処理場	195	1972	24,581	接触ばっ気	委託	
7		島田市	月坂住宅団地汚水処理場	910	1977	115,941	長時間ばっ気	委託	
8		島田市	伊太住宅団地第二汚水処理場	65	1978	7,972	長時間ばっ気	委託	
9		焼津市	焼津市坂本団地地下水処理場	70	1971	15,051	長時間ばっ気	直営	
10		焼津市	焼津市田尻団地地下水処理場	680	1970	137,053	長時間ばっ気	直営	
11		藤枝市	田園団地汚水処理施設	69	1995	10,540	接触ばっ気	委託	
12	西部	掛川市	葛ヶ丘団地汚水処理施設	1,750	1976	301,379	長時間ばっ気	委託	
13		掛川市	旭ヶ丘団地汚水処理施設	1,400	1984	110,350	長時間ばっ気	委託	
14		掛川市	大坪台団地汚水処理施設	181	1997	31,154	長時間ばっ気	委託	
15		菊川市	平尾下水処理場	423	1995	58,374	接触ばっ気	委託	
16		菊川市	奥の谷地域し尿処理施設	110	1985	15,092	長時間ばっ気	委託	

3 浄化槽

(1) 浄化槽の設置状況

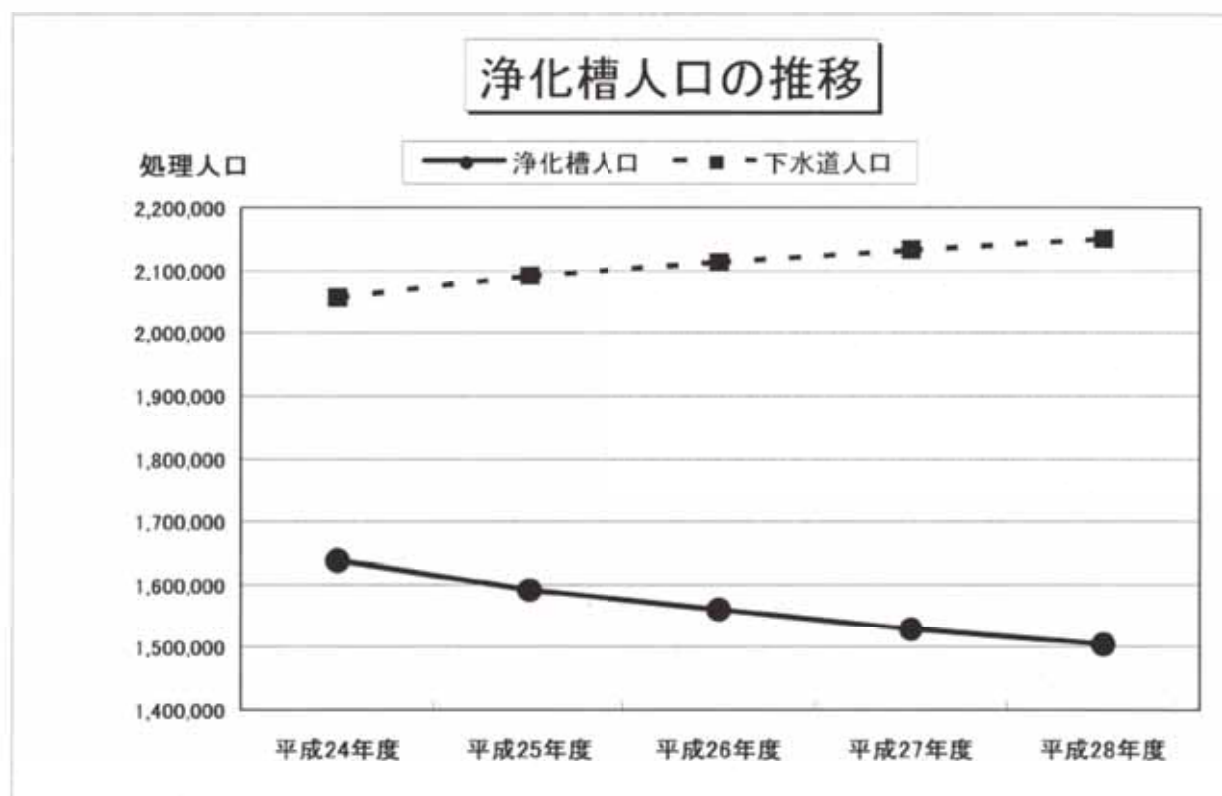
平成29年3月末現在における県下の浄化槽の設置基数は、昨年度より1,414基増加し500,635基となっており(前年度比 0.3%増)、その利用人口は約150万人と総人口の 約40.0% (水洗化人口の約41.0%) を占めている。

規模別にみると、小規模(20人槽以下)のものが、91.9%を占めている。

I 水洗化人口の推移

年 度	24	25	26	27	28
総 人 口	3,828,432	3,807,508	3,789,470	3,772,151	3,758,591
水 洗 化 人 口	3,709,874	3,699,432	3,689,784	3,677,470	3,670,577
浄 化 槽 人 口	1,638,451	1,592,061	1,560,586	1,528,782	1,504,390
下 水 道 人 口	2,055,877	2,092,003	2,114,023	2,133,590	2,151,123
コミュニティ・プラント人口	15,546	15,368	15,175	15,098	15,064
非 水 洗 化 人 口	118,558	108,076	99,686	94,681	88,014

(各年度10月1日現在)



II 浄化槽の設置状況

ア 新規設置状況

① 年度別新規設置基数

(基)

年 度	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
総設置基数	8,803	7,447	7,866	7,946	8,210	8,739	7,037	7,331	7,615
内 県(政令市を除く)	7,191	6,058	6,425	6,529	6,636	7,166	5,728	5,944	6,071
政 令 市	1,612	1,389	1,441	1,417	1,574	1,573	1,309	1,387	1,544
うち合併処理浄化槽	8,803	10,092	7,866	7,946	8,210	8,739	7,037	7,331	7,615

② 人槽区分別設置基数 (平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

(基)

人槽	5～20	21～100	101～ 200	201～ 300	301～ 500	501～ 1,000	1,001～	合 計
県	5,755	291	12	8	3	1	1	6,071
政令市	1,474	60	6	2	1	0	1	1,544
合 計	7,229	351	18	10	4	1	2	7,615
割合%	94.9	4.6	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	100

* 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しない項目がある。

イ 総設置状況

① 各年度末における総設置基数

(基)

年 度	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
総設置基数	594,184	585,761	576,393	506,774	498,652	493,841	496,751	499,221	500,635
内 県(政令市を除く)	440,429	433,538	427,325	404,083	395,581	397,699	399,516	402,391	403,145
政 令 市	153,755	152,223	149,068	102,691	103,071	96,142	97,235	96,830	97,490
うち合併処理浄化槽	134,624	139,148	144,789	139,039	145,559	150,679	156,917	163,163	169,137

② 人槽区分別総設置基数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

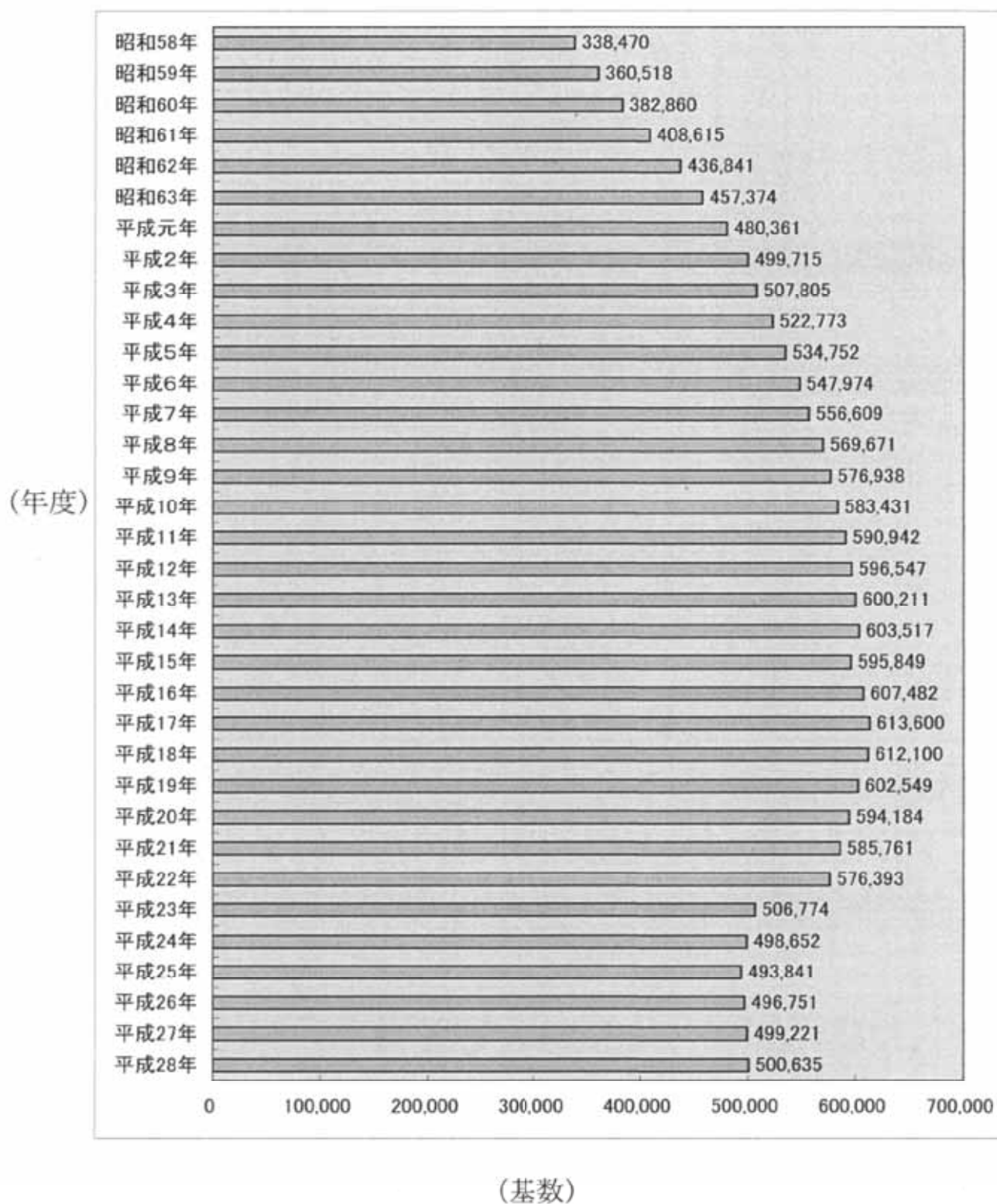
(基)

人槽	5～20	21～100	101～ 200	201～ 300	301～ 500	501～ 1,000	1,001～	合 計
県	369,397	29,252	2,259	1,078	654	287	217	403,145
政令市	90,638	6,107	384	168	121	31	41	97,490
合 計	460,035	35,359	2,643	1,246	775	318	258	500,635
割合%	91.9	7.1	0.5	0.2	0.2	0.1	0.1	100

* 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しない項目がある。

* 政令市は静岡市と浜松市の合計

Ⅲ 浄化槽設置基数の推移 (昭和 58 年度～平成 28 年度)



IV 処理方式別浄化槽設置状況

ア 新規設置基数 (平成28年度)

人 槽		種 類														
		合 計	5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～
構 造 例 示 型	分離接触ばっ気 告示第1	0														
	曝気ろ床接触ばっ気 告示第1	1	1													
	脱窒ろ床接触ばっ気 告示第1	0														
	回転板接触 告示第6	0														
	接触ばっ気 告示第6	5				2	3									
	散水ろ床 告示第6	0														
	長時間ばっ気 告示第6	0														
	標準活性汚泥 告示第6	0														
	接触ばっ気・ろ過 告示第7	0														
	凝集分離 告示第7	0														
	接触ばっ気・活性炭 告示第8	0														
	凝集分離・活性炭 告示第8	0														
	硝化液循環 告示第9・10・11	0														
	三次処理 脱窒・脱磷 告示第9・10・11	0														
大 臣 認 定 型		7,609	7,068	160	305	44	15	10	4	1	2					
	うち窒素又は磷除去能力を有する 高度処理型	1,812	1,727	36	46	3										
	うち窒素及び磷除去能力を有する 高度処理型	0														
	うちBOD除去能力に 関する高度処理型	8	0	1	6	0	1									
合 計		7,615	7,069	160	305	46	18	10	4	1	2	0	0	0	0	0

イ 総設置基数（平成28年度末現在）

① 旧構造基準適用のもの

種類	人槽	合 計	～20	21～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～
単独処理浄化槽	腐敗型	3,014	2,493	454	50	10	6	1	0	0	0	0	0	0
	ばっ気型	15,153	14,215	908	22	5	3	0	0	0	0	0	0	0
	その他の	310	269	28	7	2	4	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	18,477	16,977	1,390	79	17	13	1	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	散水ろ床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	活性汚泥	59	0	0	20	13	16	5	1	3	0	1	0	0
	その他の	13	11	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	小 計	72	11	1	20	13	16	5	2	3	0	1	0	0
合 計		18,549	16,988	1,391	99	30	29	6	2	3	0	1	0	0

② 新構造基準適用のもの

人槽		合 計	5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~
種類																
単独処理浄化槽	分離接触ばっ気	177,583		165,803	11,551	120	76	22	7	3	1	0	0	0	0	0
	分離ばっ気	88,386		82,821	4,371	868	204	75	41	3	1	2	0	0	0	0
	軟水ろ床	30,093		24,381	3,908	1,248	267	177	88	16	8	0	0	0	0	0
	その他	16,959		15,116	1,231	411	117	68	9	5	2	0	0	0	0	0
	小計	313,021		288,121	21,061	2,647	664	342	145	27	12	2	0	0	0	0
	分離接触ばっ気	3,735	2,522	612	565	20	13	2	1	0	0	0	0	0	0	0
	嫌気ろ床接触ばっ気	24,828	23,915	535	327	25	12	6	5	0	2	1	0	0	0	0
	脱窒ろ床接触ばっ気	35	27	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	回転板接触	94		10	12	26	23	7	6	6	3	1	0	0	0	0
	接触ばっ気	7,948		3,053	728	2,004	1,206	520	283	92	47	8	3	3	1	0
構造別示型	軟水ろ床	72		35	1	19	8	7	2	0	0	0	0	0	0	0
	長時間ばっ気	916		36	2	62	222	180	186	111	65	29	12	3	8	0
	標準活性汚泥	12		0	0	2	2	2	1	3	0	0	0	0	1	1
	接触ばっ気・ろ過	3		1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凝集分離	1		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	接触ばっ気・活性炭	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凝集分離・活性炭	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	硝化液循環	1		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三次処理脱窒・脱硝	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大 臣 認 定 型	131,420	120,584	3,592	5,696	765	392	150	117	73	36	6	7	1	1	0
小	うち窒素又は硝化能力を有する窒素処理型	15,826	15,342	202	273	3	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0
	うち窒素及び硝化能力を有する窒素処理型	6	0	0	0	0	1	2	1	1	1	0	0	0	0	0
	うちBOD削減能力に優する高度処理型	258	204	16	30	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	169,065		154,926	7,337	2,923	1,880	874	601	285	153	45	22	7	11	1
合 計		482,086		443,047	28,398	5,570	2,544	1,216	746	312	165	47	22	7	11	1

(2) 浄化槽の保守点検

浄化槽の保守点検は、浄化槽の正常な機能を維持するための手段の一つであり、浄化槽の各装置や機器類の作動状況、施設全体の運転状況及び放流水の水質等を調べ、故障や異常を早期に発見し、予防的措置を講ずる作業のことで、浄化槽管理者（設置者）が自ら（又は保守点検業者に委託して）定期的の実施することが浄化槽法により義務付けられている。

I 保守点検回数について

① 単独処理浄化槽

処理方式 処理対象人員	全ばっ気方式	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式
20 人以下	3 か月に 1 回以上	4 か月に 1 回以上	6 か月に 1 回以上
21 人以上 300 人以下	2 か月に 1 回以上	3 か月に 1 回以上	
301 人以上	1 か月に 1 回以上	2 か月に 1 回以上	

② 合併処理浄化槽（50 人槽以下）

処理方式 処理対象人員	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式
20 人以下	4 か月に 1 回以上
21 人以上 50 人以下	3 か月に 1 回以上

③ 合併処理浄化槽（51 人槽以上）

処理方式 処理対象人員	回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	活性汚泥方式
①砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1 週間に 1 回以上	1 週間に 1 回以上
②スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（①を除く）	2 週間に 1 回以上	
①及び②に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3 か月に 1 回以上	

Ⅱ 浄化槽保守点検登録業者数

区分	／年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
県知事登録	県	310	292	287	284	276	277	277	275	272	271	268	268
政令市登録	静岡市	62	63	63	66	62	60	61	57	56	55	54	52
	浜松市	101	92	92	91	86	85	85	79	76	76	75	73

Ⅲ 浄化槽保守点検状況

健康福祉センター及び政令市	保守点検登録業者数		保守点検契約状況（29年3月末）		
	28年3月末	29年3月末	浄化槽設置基数	契約件数	契約率（%）
賀茂	10	10	23,144	18,010	77.8
東部	134	134	115,118	74,140	64.4
中部	62	63	129,326	101,865	78.8
西部	62	61	91,367	78,518	85.9
小 計	268	268	358,955	272,533	75.9
沼津市	—	—	19,076	18,310	96.0
富士市	—	—	25,114	22,106	88.0
小 計	—	—	44,190	40,416	91.5
静岡市	54	52	45,421	44,610	98.2
浜松市	75	73	52,069	48,753	93.6
小 計	129	125	97,490	93,363	95.8
合 計	397	393	500,635	406,312	81.2

(3) 浄化槽の清掃

浄化槽の清掃は、保守点検と並んで浄化槽の機能を常時正常に維持するための一つの手段であり、浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引き出し、その後の汚泥等の調整並びにこれらに伴う機器等の洗浄、掃除を行う作業のことで、浄化槽法により年1回以上（全ばっ気方式の浄化槽はおおむね6か月に1回以上）実施することが義務付けられている。

浄化槽の清掃は、浄化槽管理者の義務として定められているが、その実施にあたっては、専門的知識、技能及び相当の経験を有するものが専用の器具、機材等を用いて行うことが必要であるため、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託することができることとなっている。また、引き出した汚泥の収集運搬を行う場合は、一般廃棄物の収集運搬の許可が必要となる。

浄化槽清掃業者数

(平成29年3月末現在)

市町名	業者数	収集運搬業者数		市町名	業者数	収集運搬業者数	
		許可	委託			許可	委託
静岡市	16	16		伊豆市	3	3	
浜松市	7	7		御前崎市	2	2	
沼津市	8	8		菊川市	2	2	
熱海市	3	3		伊豆の国市	2	2	2
三島市	2	2		牧之原市	2	2	
富士宮市	2	2		東伊豆町	3	3	
伊東市	5	5		河津町	3	3	
島田市	6	6		南伊豆町	3	3	
富士市	9	9		松崎町	3	3	3
磐田市	3	3		西伊豆町	3	3	
焼津市	8	8		函南町	1	1	1
掛川市	3	3		清水町	2	2	2
藤枝市	5	5	1	長泉町	1	1	
御殿場市	3	3		小山町	4	4	
袋井市	2	2	2	吉田町	4	2	
下田市	2	2		川根本町	1	1	
裾野市	2	2		森町	1	1	
湖西市	3	3		計	129	127	11

* 業者数：浄化槽法第35条許可業者数

* 許可：浄化槽法第35条許可業者のうち廃掃法第7条に基づく浄化槽汚泥の収集運搬に係る許可業者数

* 委託：浄化槽法第35条許可業者のうち廃掃法第6条の2に基づく浄化槽汚泥の収集運搬に係る委託業者数

(4) 浄化槽の法定検査

浄化槽法では、管理の一環として、浄化槽管理者に対して、設置状況や機能を客観的に把握することを求めている。その方法として指定検査機関の行う水質に関する検査を受けることを義務付けている。

この検査には、設置後一定期間内に行う検査（浄化槽法第7条）と定期的に行う検査（浄化槽法第11条）がある。

なお、平成17年度の浄化槽法の改正により新たに浄化槽からの放流水の水質基準が創設され、生物化学的酸素要求量（BOD）が20mg/L以下及びBOD除去率が90%以上であることとされた。

ただし、単独処理浄化槽又は改正前に既に設置済みの浄化槽については適用されない。

I 検査の概要

① 検査項目

	7条検査	11条検査
外観検査	設置状況等	設置状況、管理状況等
水質検査	・水素イオン濃度 ・汚泥沈殿率 ・溶存酸素量 ・透視度 ・塩素イオン濃度 ・残留塩素濃度 ・生物化学的酸素要求量（BOD）	・水素イオン濃度 ・溶存酸素量 ・透視度 ・残留塩素濃度 ・生物化学的酸素要求量（BOD）＊
書類検査	設計図面等	保守点検、清掃の実施状況

＊合併処理浄化槽について、18年度から実施

② 水質検査の各項目の望ましい範囲

検査項目		望ましい範囲
水素イオン濃度		5.8～8.6
汚泥沈殿率	単独処理浄化槽	10%以上～60%以下
	合併処理浄化槽	10%以上
溶存酸素量	単独処理浄化槽	0.3 mg/l 以上
	合併処理浄化槽	1.0 mg/l 以上
透視度	BOD 処理目標水質 90 mg/l	7 度以上
	60 mg/l	10 度以上
	30 mg/l	15 度以上
	20 mg/l	20 度以上
塩素イオン濃度	単独処理浄化槽	90 mg/l ～140 mg/l
残留塩素		検出されること
生物化学的酸素要求量（BOD）		処理目標水質以下

③ 指定検査機関

一般財団法人静岡県生活科学検査センター（静岡市葵区北安東四丁目27番2号）

④ 浄化槽法第11条検査料金（平成29年3月31日現在）

（単位：円）

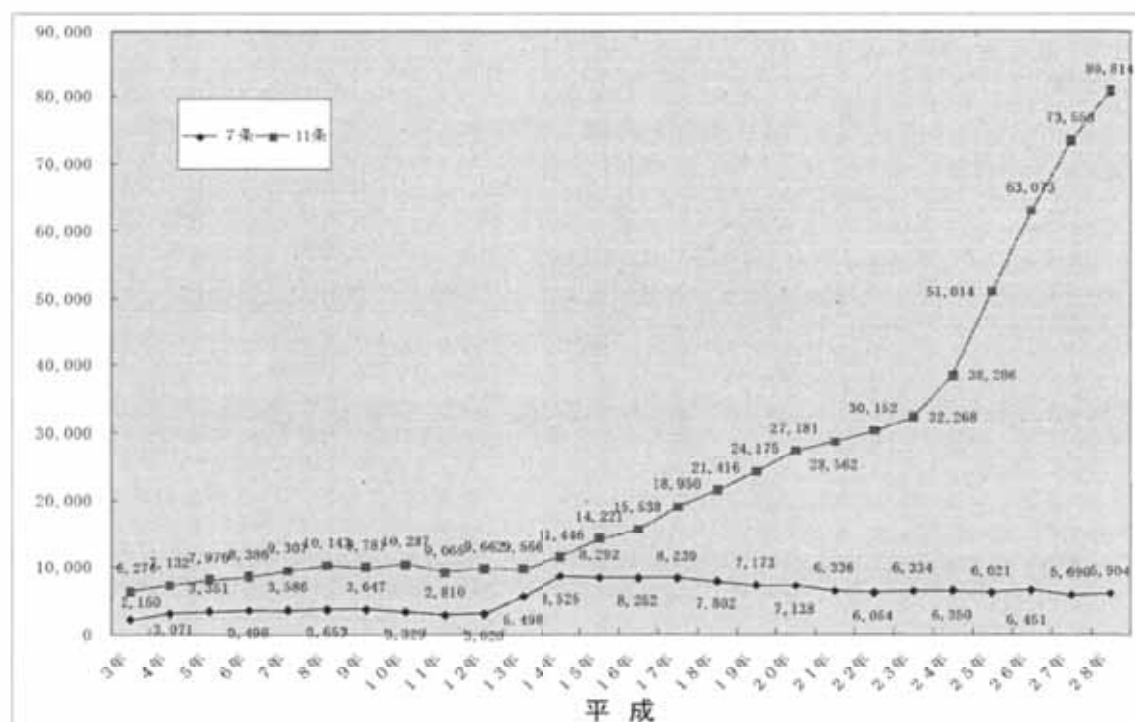
規模（人槽）	～10	11～20	21～50	51～100	101～300	301～
検査料金	6,000	6,500	9,500	13,000	15,000	17,000
口座振替の場合	5,500	6,000	9,000	12,500	14,500	16,500

Ⅱ 検査実施状況の推移

① 年度別実施状況

年 度		20	21	22	23	24	25	26	27	28
7条	実施件数	7,138	6,336	6,054	6,334	6,350	6,021	6,451	5,690	5,904
	実施率	74.7%	72.0%	81.3%	80.5%	79.9%	68.8%	85.6%	78.7%	81.1%
	不適正件数	191	124	160	149	129	178	199	158	208
	不適率	2.7%	2.0%	2.6%	2.4%	2.0%	3.0%	3.1%	2.8%	3.5%
11条	実施件数	27,181	28,562	30,152	32,268	38,286	51,014	63,073	73,558	80,814
	実施率	4.4%	4.7%	5.1%	5.5%	6.6%	10.6%	12.9%	15.0%	16.5%
	不適正件数	309	328	371	405	518	1,087	1,587	1,697	2,156
	不適率	1.5%	1.1%	1.2%	1.3%	1.4%	2.1%	2.5%	2.3%	2.7%

② 実施状況の推移



Ⅲ 検査結果（平成 28 年度）

① 人槽区分別実施状況

(件)

人槽区分	5～10	11～20	21～50	51～200	201～500	501～	計
7 条検査 (%)	5,583 94.6	84 1.4	183 3.1	38 0.6	13 0.2	3 0.1	5,904 100
11 条検査 (%)	67,357 83.3	2,807 3.5	6,393 7.9	2,639 3.3	1,107 1.4	511 0.6	80,814 100

* 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しない項目がある。

② 検査結果の内訳

(件)

	検査対象 件数	実施 件数	適 正		おおむね適正		不適正	
			件数	%	件数	%	件数	%
7 条 検査	7,281 (7,281)	5,904 (5,904)	5,126 (5,126)	86.8 (86.8)	570 (570)	11.1 (11.1)	208 (208)	3.5 (3.5)
11 条 検査	489,992 (158,494)	80,814 (73,373)	58,792 (53,007)	72.7 (72.2)	19,866 (18,377)	24.6 (25.0)	2,156 (1,988)	2.7 (2.7)

* () 内は合併処理浄化槽

③ 保健所別検査結果

< 7 条検査 >

	検査対象 件数	実施件数	実施率%	判 定 内 訳	
				適正 おおむね適正	不適正
賀茂	136	123	90.4	111	12
東部	1,351	1,074	79.5	1,014	60
中部	1,979	1,579	79.8	1,534	45
西部	1,842	1,451	78.8	1,418	33
沼津市	359	171	47.6	165	6
富士市	316	285	90.2	274	11
静岡市	208	306	147.1	292	14
浜松市	1,092	915	83.8	888	27
計	7,281 注	5,904	81.1	5,696	208

注：四捨五入の関係で、本数値は②の 7 条検査対象件数と一致していない。

< 11 条検査 >

	検査対象 件数	実施件数	実施率%	判 定 内 訳	
				適正 おおむね適正	不適正
賀茂	22,969	2,670	11.6	2,567	103
東部	113,126	13,018	11.5	12,577	441
中部	126,453	22,013	17.4	21,382	631
西部	88,838	19,657	22.1	19,282	375
沼津市	18,550	1,966	10.6	1,893	73
富士市	24,650	6,999	28.4	6,873	126
静岡市	44,925	4,947	11.0	4,792	155
浜松市	50,484	9,544	18.9	9,292	252
計	489,992	80,814	16.5	78,658	2,156

* 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しない項目がある。

④ 主な不適正内容

〔外観検査〕	7 条検査	11 条検査
(設置状況) ・ 槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況 ・ 漏水の状況 ・ 浄化槽上部の状況 ・ 雨水、土砂等の槽内への流入状況 ・ 内部設備固定状況 ・ 設置に係るその他の状況	0 0 0 6 2 17	1 31 0 5 128 34
(設備の稼働状況) ・ ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況 ・ ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況 ・ 汚泥返送装置、汚泥移送装置及び循環装置の稼働状況 ・ 膜モジュールの稼働状況 ・ 制御装置及び調整装置の稼働状況 ・ 生物膜又は活性汚泥の状況 ・ 設備の稼働に係るその他の状況	2 1 2 0 0 0 0	112 42 11 0 20 0 0
(水の流れ方の状況) ・ 管渠、枡及び各単位装置間の水流の状況 ・ 各単位装置内の水位及び水流の状況 ・ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況 ・ 水の流れ方に係るその他の状況	1 1 0 0	3 32 10 2
(使用の状況) ・ 特殊な排水等の流入状況 ・ 異物の流入状況 ・ 使用に係るその他の状況	0 0 0	6 0 0
(悪臭の発生状況)	0	0
(消毒の実施状況)	127	475
(カ、ハエ等の発生状況)	0	0
〔水質検査〕	7 条検査	11 条検査
・ 水素イオン濃度 ・ 活性汚泥沈殿率 ・ 溶存酸素量 ・ 透視度 ・ 塩化物イオン濃度 ・ 残留塩素濃度 ・ 生物化学的酸素要求量	0 0 0 0 0 0 27	0 0 0 0 0 0 1181
〔書類検査〕	7 条検査	11 条検査
(保守点検記録 (使用開始直前の記録を含む)) ・ 記録の有無 ・ 記録の内容 ・ 保守点検の回数	8 0 0	24 0 8
(清掃記録) ・ 記録の有無 ・ 記録の内容 ・ 清掃の回数	- - -	647 0 3

(5) 合併処理浄化槽設置整備事業

家庭の台所や風呂場などから排出される生活雑排水は、県内の主要河川等における汚濁負荷の大部分を占め、生活環境の悪化、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている。

合併処理浄化槽の処理性能は下水道とほぼ同等であり、しかも容易に設置できるなどの利点を有し、生活雑排水対策に極めて有効な手段であることから、県では昭和62年度より、合併処理浄化槽設置整備事業（国庫補助事業）の創設と併せ助成を実施し、合併処理浄化槽の普及促進を図っている。

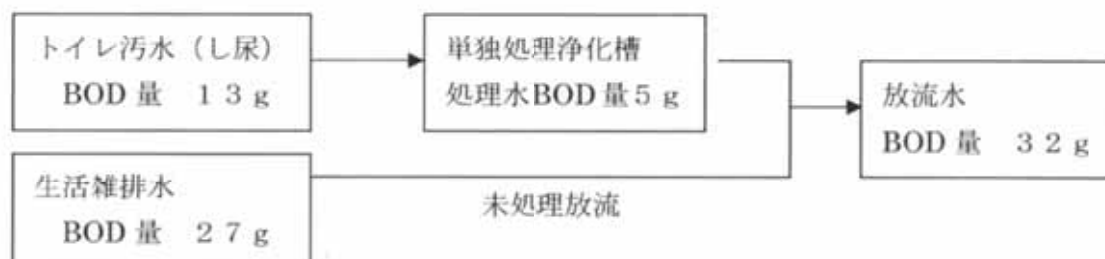
I 合併処理浄化槽の設置基数の推移

年 度	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
総設置基数	139,039	145,559	150,679	156,917	163,163	168,610
新規設置基数	7,946	8,210	8,739	7,037	7,331	7,615
うち補助事業分	5,055	5,182	5,334	4,766	4,539	4,546
(補助事業分累計)	(83,791)	(88,973)	(94,307)	(99,073)	(103,612)	(108,158)

*補助事業分：各年度における市町村の助成基数（国庫補助対象となるもの）

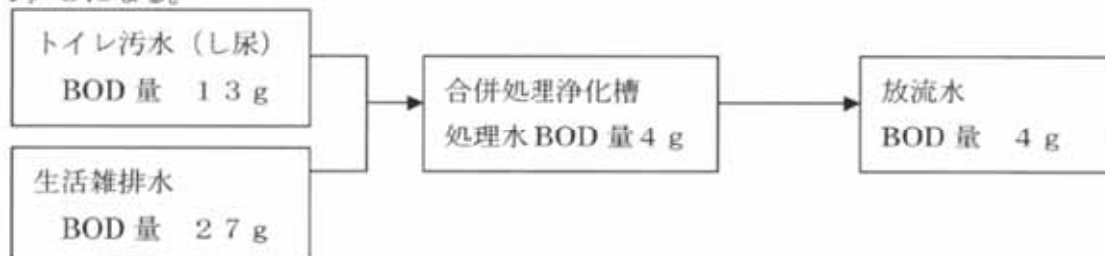
II 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の処理性能の比較

①単独処理浄化槽



②合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理するため、単独処理浄化槽に比べ、放流水の汚れは1/8になる。



*BOD：水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって酸化分解されるのに必要な酸素量のことで水質汚濁の指標として使用される。（単位：mg/l）

*BOD量：1人1日当たり排出する汚水の汚濁物質の総量をBODで示したもの。

BOD×1人1日当たり排水量。（単位：g/日・人）

Ⅲ 合併処理浄化槽の設置に対する補助制度の概要

ア 国庫交付金制度の概要：個人設置型

(ア) 補助対象 合併処理浄化槽の設置者に対し、補助事業を実施する市町村

(イ) 補助率等 国庫補助基本額の $1/3$ (※ $1/2$)

(ウ) 補助の対象となる合併処理浄化槽

① 浄化槽の新規設置の場合 (以下の a～c を満たしていること。)

a 浄化槽法第 4 条第 1 項の規定による構造基準に適合しているもの

b BOD 除去率 90% 以上、放流水 BOD₂₀ mg/l 以下の機能を有するもの

c 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用される浄化槽にあっては同指針に適合するもの。(全浄協登録浄化槽等)

② 既設合併処理浄化槽の改築の場合 (以下の a～c を満たしていること。)

a 処理対象人員が 501 人以上で、設置後 7 年以上を経過したもの

b 老朽化により周辺環境に著しい影響を及ぼしているもの

c 改築後、BOD 除去率 90% 以上、放流水 BOD₂₀ mg/l 以下の機能を有するもの

イ 国庫交付金制度の概要：市町村設置型

(ア) 補助対象 自らが設置主体となって、合併処理浄化槽を整備する市町村

(イ) 補助率等 設置費用の $1/3$ (※ $1/2$)

(ウ) 補助の対象となる合併処理浄化槽

a 浄化槽法第 4 条第 1 項の規定による構造基準に適合しているもの

b BOD 除去率 90% 以上、放流水 BOD₂₀ mg/l 以下の機能を有するもの

c 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用される浄化槽にあっては同指針に適合するもの。(全浄協登録浄化槽等)

※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を活用した場合。環境省が定める環境性能を満たす浄化槽を設置し、且つ単独処理浄化槽からの転換が 1 割以上あることが条件。

ウ 県費補助制度 (生活排水改善対策推進事業) の概要 (平成 28 年度)

(ア) 補助対象 合併処理浄化槽の設置者に対し、国の補助金・交付金制度に基づき補助事業を実施する市町。(補助対象となる浄化槽の規模は 50 人槽以下)

(イ) 補助率等 ①【個人設置型】設置するすべての浄化槽

補助単価の範囲内で市町が補助した額の $1/3 \times$ 補正係数

* 補正係数：過疎地域 1.0、(財政力指数) 県未満 0.6、県以上 0.4

新規設置の場合は上記補正係数にさらに 0.9 を乗じる

②【個人設置型】既設単独処理浄化槽からの設置替え (付け増し補助)

a 一般付増し

市町助成額と国庫補助基本額との差額の $1/2 \times$ 補正係数

国庫補助基本額の1/8が限度。なお、市町村が1/8を負担することが条件。

b 国の単独処理浄化槽撤去費助成制度活用

国が撤去費相当分として認める額の1/3×補正係数

*補正係数：(財政力指数) 県未満 1.0、県以上 0.5

③【市町村設置型】設置する浄化槽すべて（設置替え含む）

補助単価の範囲内で市町が実施した事業費から国庫補助額及び個人負担額を差し引いた額の1/4×補正係数

*補正係数：過疎地域 1.0、(財政力指数) 県未満 0.6、県以上 0.4

IV 合併処理浄化槽の整備事業の実績

年度 区分		S 6 3	H 元年	H 2	H 3	H 4
本 県	補助市町村数	1 市 4 町	6 市 15 町	12 市 19 町	15 市 23 町	17 市 27 町 1 村
	設置基数 (基)	127	370	564	799	995
	県費補助額 (百万円)	11	41	68	104	141
全 国	補助都道府県数	35	41	45	45	47
	補助市町村数	214	484	774	1,124	1,410
	設置基数 (基)	3,405	9,513	16,171	26,255	41,841
	国庫補助額 (百万円)	524	2,070	3,209	5,022	8,541

年度 区分		H 5	H 6	H 7	H 8	H 9
本 県	補助市町村数	18 市 29 町 1 村	19 市 28 町 1 村	20 市 30 町 1 村	21 市 30 町 2 村	21 市 32 町 2 村
	設置基数 (基)	1,182	1,374	1,819	1,963	2,190
	県費補助額 (百万円)	176	220	308	328	378
全 国	補助都道府県数	47	47	47	47	47
	補助市町村数	1,680	1,828	1,948	2,037	2,133
	設置基数 (基)	58,889	74,579	78,461	69,054	89,818
	国庫補助額 (百万円)	15,578	16,570	18,025	14,613	15,777

年度 区分		H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
本 県	補助市町村数	20 市 32 町 3 村	20 市 34 町 3 村	20 市 35 町 3 村	20 市 38 町 3 村	21 市 41 町 3 村	20 市 43 町 3 村
	設置基数 (基)	2,231	3,135	4,260	6,475	6,278	6,258
	県費補助額 (百万円)	261	361	96	393	372	369
全 国	補助都道府県数	47	47	47	47	47	47
	補助市町村数	2,237	2,288	2,321	2,395	2,431	2,512
	設置基数 (基)	113,975	91,363	99,829	140,590	114,295	124,644
	国庫補助額 (百万円)	21,423	20,548	14,567	19,908	16,524	18,020

年度 区分		H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
本 県	補助市町村数	22 市 38 町 3 村	21 市 18 町	23 市 17 町	20 市 17 町	20 市 16 町	20 市 12 町
	設置基数（基）	6,303	5,971	5,612	5,587	5,247	4,981
	県費補助額（百万円）	373	302	259	216	202	196
全 国	補助都道府県数	47	47	47	47	47	47
	補助市町村数	2,145	—	—	—	—	—
	設置基数（基）	113,855	—	—	—	—	—
	国庫補助額（百万円）	18,117	—	—	—	—	—

年度 区分		H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
本 県	補助市町村数	21 市 10 町	21 市 10 町	20 市 10 町	20 市 10 町	20 市 10 町	20 市 11 町
	設置基数（基）	4,978	5,055	5,182	5,334	4,766	4,539
	県費補助額（百万円）	200	185	181	182	173	160
全 国	補助都道府県数	43	42	42	41	39	39
	補助市町村数	1,254	1,220	1,226	1,234	1,218	1,231
	設置基数（基）	—	—	—	—	—	62,024
	国庫補助額（百万円）	—	—	—	—	—	—

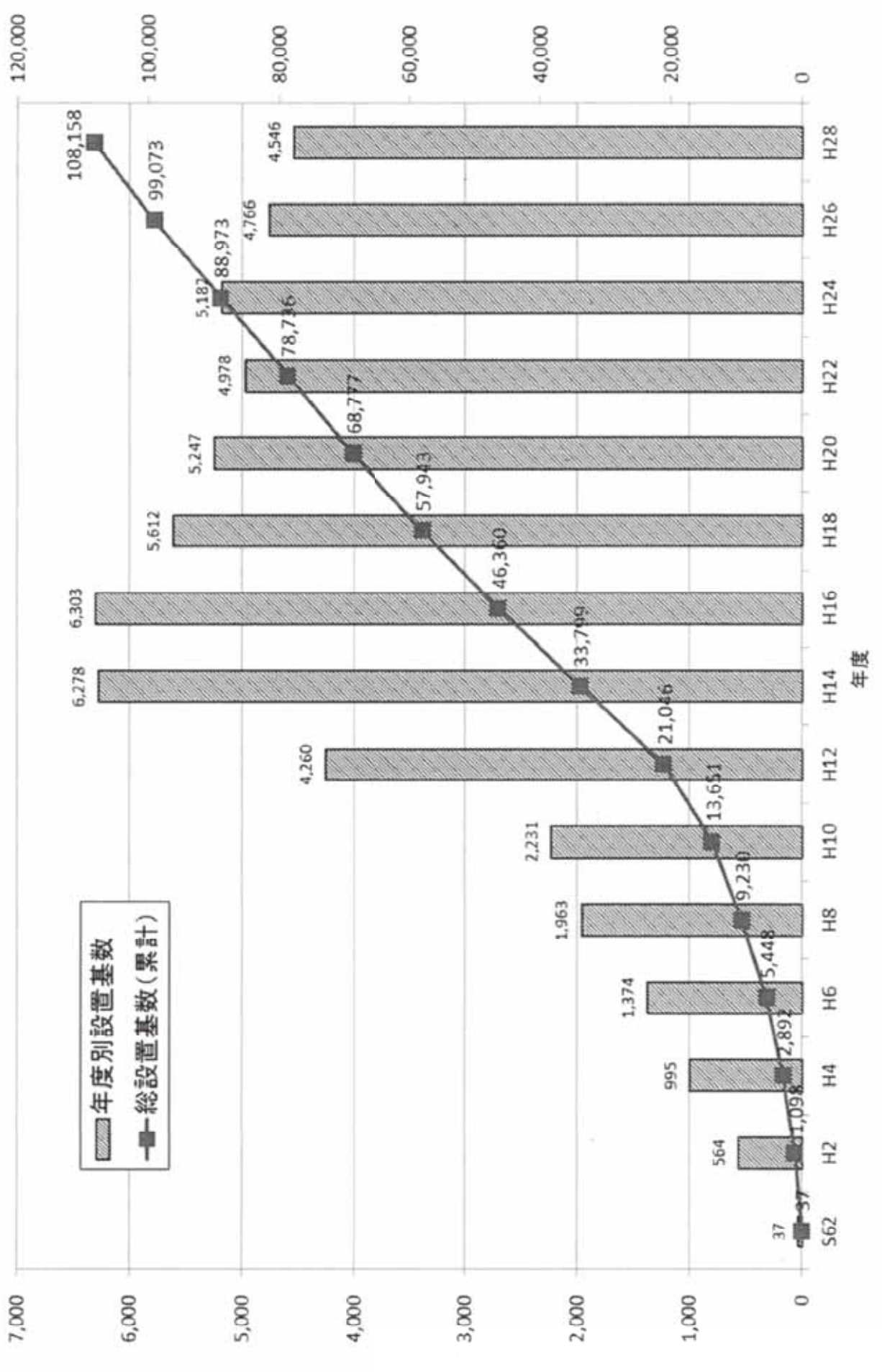
年度 区分		H 2 8					
本 県	補助市町村数	20 市 11 町					
	設置基数（基）	4,546					
	県費補助額（百万円）	136					
全 国	補助都道府県数	39					
	補助市町村数	1,236					
	設置基数（基）	60,516					
	国庫補助額（百万円）	—					

※設置基数は各年度における市町村の助成基数（国庫補助対象）を計上。全国の 17 年度以降の実績は、補助金制度と 2 つの交付金制度の併せて 3 つの助成制度のため、集計データなし。

年度別設置
基数 (基)

合併処理浄化槽整備実績の推移

年度別設置
基数 (基)



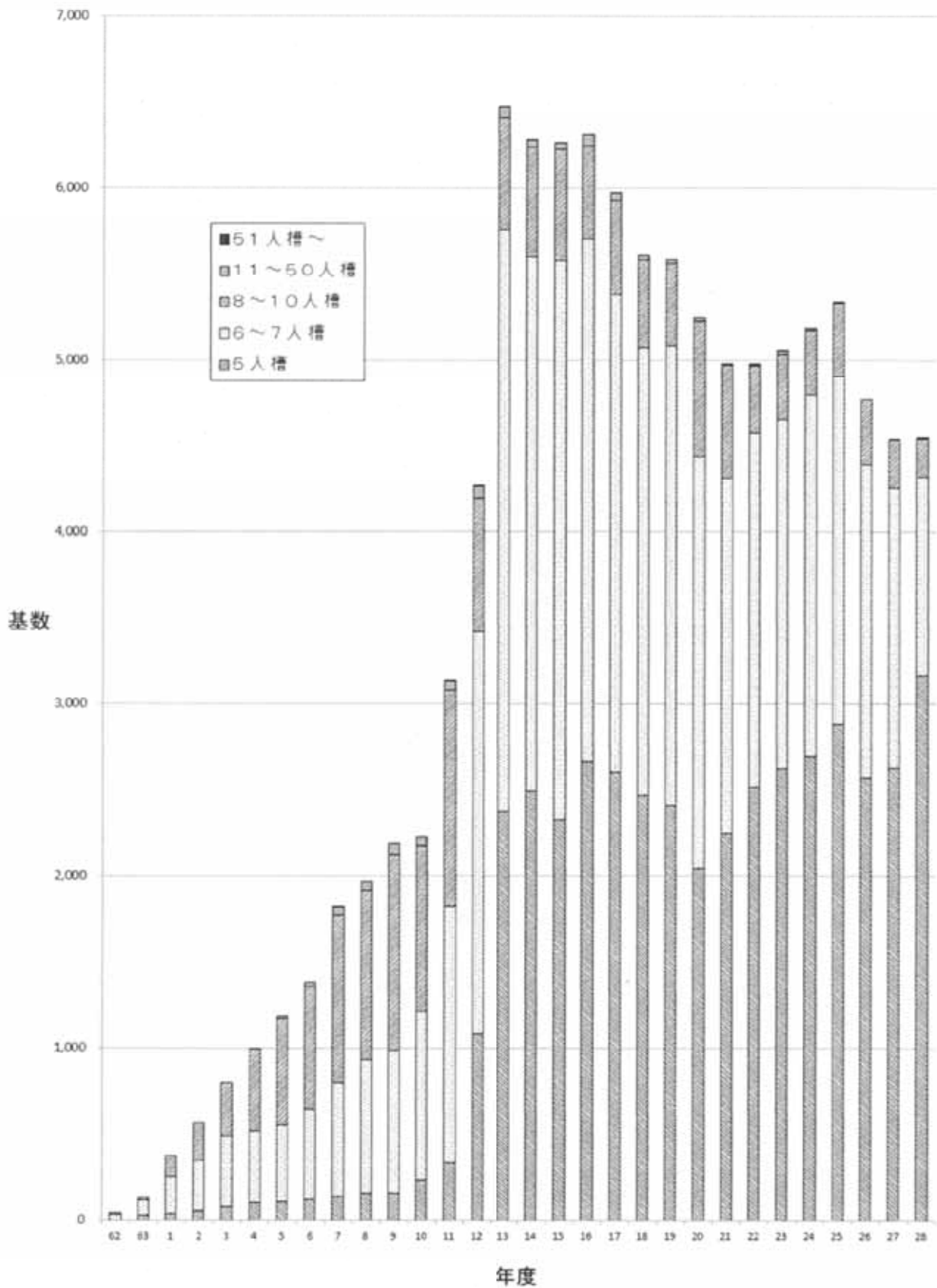
VI 平成28年度整備実績

(単位：千円)

事業主体	国庫等基数	国庫補助等額	県費新設基数	県費付替え(内数)	補正係数	県費補助額
1 静岡市	333	47,557	0			0
2 浜松市	899	118,565	0			0
3 沼津市	3	359	3	0	0.4	129
4 熱海市	0	0	0	0	0.4	0
5 三島市	25	2,952	25	1	0.4	1,126
6 富士宮市	158	14,177	158	0	0.4	5,172
7 伊東市	20	1,472	20	9	0.4	779
8 島田市	412	32,194	412	59	0.4、1.0	13,653
9 富士市	165	31,124	165	67	0.4	9,379
10 磐田市	86	9,517	86	0	0.4	3,430
11 焼津市	391	44,145	391	62	0.4	16,823
12 掛川市	399	56,709	399	24	0.4	13,437
13 藤枝市	373	32,524	373	147	0.4	15,645
14 御殿場市	180	19,736	180	0	0.4	3,636
15 袋井市	237	28,353	237	46	0.4	11,593
16 下田市	9	1,050	9	9	0.6	1,019
17 裾野市	64	4,100	64	0	0.4	1,507
18 湖西市	109	13,350	109	16	0.4	5,183
19 伊豆市	15	2,112	15	6	0.6、1.0	1,705
20 御前崎市	154	20,360	154	0	0.4	7,990
21 菊川市	155	12,056	155	10	0.4	4,394
22 伊豆の国市	16	1,177	16	0	0.4	395
23 牧之原市	127	14,400	127	15	0.4	4,280
24 東伊豆町	7	911	7	7	0.6	884
25 河津町	5	1,813	4	4	0.6	1,010
26 南伊豆町	4	467	4	0	1.0	467
27 松崎町	13	1,520	13	1	1.0	1,432
28 西伊豆町	5	580	5	1	1.0	574
29 函南町	7	449	7	0	0.4	161
30 長泉町	1	110	1	1	0.4	64
31 小山町	50	6,395	50	0	0.4	2,302
32 吉田町	64	7,836	64	0	0.4	2,799
33 川根本町	18	2,255	18	2	1.0	2,145
34 森町	42	5,229	42	1	0.6	2,882
合 計	4,546(131)	535,554	3,313	488		135,995

※ 国庫等基数欄の()内の数字は、当該年度に設置した浄化槽のうち市町村設置型事業で整備した浄化槽の基数

人槽区分別整備状況の推移



生活排水改善対策推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対して補助する市町（静岡市及び浜松市を除く。以下同じ。）及び浄化槽を設置する市町に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「単独処理浄化槽」とは、浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (2) この要綱において「浄化槽」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付け28農振第130号、国土水事第3号、環境対発第1604202号農林水産事務次官、国土交通事務次官、環境事務次官通知。以下「汚水処理交付金要綱」という。）別表1中3 浄化槽の要件に適合する浄化槽として交付金の交付の対象となるものであって、50人槽以下のもの
 - イ 循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日付け環境対発第050411001号環境事務次官通知。以下「循環型社会交付金要綱」という。）に基づく浄化槽設置整備事業又は浄化槽市町村整備推進事業として交付金の交付の対象となる浄化槽であって、50人槽以下のもの
- (3) この要綱において「国庫交付金要綱等」とは、汚水処理交付金要綱又は循環型社会交付金要綱をいう。
- (4) この要綱において「国庫交付基本額」とは、国庫交付金要綱等に基づく交付金の交付額の算出の基礎となる額として、国庫交付金要綱等の定めにより算定された額をいう。
- (5) この要綱において「単独処理浄化槽の撤去事業」とは、浄化槽設置整備事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第65号厚生省生活衛生局水道環境部長通知。以下「設置整備要綱」という。）第3又は浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第67号厚生省生活衛生局水道環境部長通知。以下「市町村整備要綱」という。）第3(3)に定める単独処理浄化槽の撤去に必要な工事（浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合に限る。）に該当し、建築確認を伴わないものをいう。
- (6) この要綱において「特例加算額」とは、単独処理浄化槽の撤去事業に該当する場合に、基準額の特例として国庫交付金の基準額に加算する額をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助の対象

- ア 浄化槽を設置する者に対して補助する市町に対し、当該補助に要する経費（国庫交付基本額（単独処理浄化槽の撤去事業に該当する場合は、特例加算額を減じた額とする。）を超える部分の経費を除く。）
- イ 単独処理浄化槽の撤去事業に該当しない場合で、単独処理浄化槽を浄化槽に付け替える者に対して国庫交付基本額を超えて補助する市町に対し、当該国庫交付基本額を超える部分の経費
- ウ 単独処理浄化槽の撤去事業に該当する場合
 - (イ) 単独処理浄化槽を浄化槽に付け替える者に対して補助する市町に対し、その特例加算額
 - (ロ) 単独処理浄化槽を浄化槽に付け替える者に対して国庫交付基本額（特例加算額を含む。）を超えて補助する市町に対し、当該国庫交付基本額を超える部分の経費
- エ 浄化槽を設置する市町が、当該事業に要する経費（国庫交付基本額（単独処理浄化槽の撤去事業に該当する場合は、特例加算額を加えた額とする。）を超える部分の経費を除く。）

(2) 補助率（額）

- ア (1)アについては国庫交付基本額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合

には、これを切り捨てるものとする。)に別表1に掲げる係数を乗じて得た額(単独処理浄化槽を浄化槽に付け替える者以外の者に対してはさらに別表3に掲げる係数を乗じて得た額)1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)とする。

イ (1)イについては当該経費の10分の5以内とし、国庫交付基本額に8分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)に別表2に掲げる係数を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を限度とする。

ウ 単独処理浄化槽の撤去事業に該当する場合

(ア) (1)ウ(ア)については当該経費に3分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)に別表2に掲げる係数を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)とする。

(イ) (1)ウ(イ)については当該経費の10分の5以内とし、国庫交付基本額(特例加算額を減じた額)に8分の1を乗じて得た額に別表2に掲げる係数を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)から特例加算額に2分の1を乗じて得た額を減じた額を限度とする。(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)

エ (1)エについては国庫交付基本額から国庫交付金額及び個人負担額を減じた額に4分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)に別表1に掲げる係数を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 経費所要額調書(様式第3号)

エ 歳入歳出予算(見込)書の抄本

オ 市町の補助金交付要綱(浄化槽市町村整備推進事業にあつては市町の条例)

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(4) 市町長が補助金の交付を決定する場合においては、(1)から(3)までに掲げる事項及び次に掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(1)及び(2)の事項中「知事」とあるのは、「市町長」と読み替えるものとする。

ア 補助事業により効用の増加した不動産及びその従物については、市町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- イ 市町長の承認を受けてアの財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町に納付させることがあること。
- ウ 補助事業により効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)若しくは(4)のアの承認又は(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(4)のイにより市町に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書(様式第4号)
- イ 変更事業計画書(様式第2号)
- ウ 変更経費所要額調書(様式第3号)
- エ 歳入歳出予算(見込)書の抄本

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書(様式第5号)
- イ 事業実績書(様式第2号)
- ウ 経費所要額清算書(様式第3号)
- エ 歳入歳出決算(見込)書の抄本
- オ 完成検査調書又はこれに代わるものの写し

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続き

- (1) 提出書類 1部

請求書(様式第6号)

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 書類の提出

この要綱に基づき知事に提出すべき書類は、市町の所在地を管轄する健康福祉センターの長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則
 この要綱は、平成 13 年度分の補助金から適用する。
 附 則
 この要綱は、平成 16 年度分の補助金から適用する。
 附 則
 この要綱は、平成 17 年度分の補助金から適用する。
 附 則
 この改正は、平成 18 年度分の補助金から適用する。
 附 則
 この改正は、平成 19 年度分の補助金から適用する。
 附 則
 この改正は、平成 24 年度分の補助金から適用する。
 附 則
 この改正は、平成 26 年度分の補助金から適用する。
 附 則
 この改正は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

別 表 1

市 町 の 区 分	係 数
過 疎 地 域	1. 0
財政力指数が県財政力指数未満 (過疎地域を除く)	0. 6
財政力指数が県財政力指数以上	0. 4

- 注 1 過疎地域とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）の規定により過疎地域として公示されている市町又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。
- 2 財政力指数とは、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の当該事業年度前 3 箇年の平均値をいう。

別 表 2

市 町 の 区 分	係 数
財政力指数が県財政力指数未満	1. 0
財政力指数が県財政力指数以上	0. 5

- 注 財政力指数とは、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の当該事業年度前 3 箇年の平均値をいう。

別 表 3

新規設置にかかる補正係数	0. 9
--------------	------

4 ごみ・し尿の収集体制

(1) 市町の収集体制

平成28年度におけるごみの収集体制をみると、委託（組合を含む）のみが0市町、委託と許可の併用が9市町、他の26市町は直営、委託、許可を組み合わせた収集体制をとっている。

ごみの収集体制の推移

区分 \ 年度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
直 営					
委 託	0	0	0	0	0
許 可					
直 営 + 委 託	2	2	3	3	3
直 営 + 許 可					
委 託 + 許 可	9	9	9	9	9
直営+委託+許可	2 4	2 4	2 3	2 3	2 3

一方、し尿の収集体制は、29市町において許可のみで行われている。

し尿の収集体制の推移

区分 \ 年度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
直 営			1	0	0
委 託			0	0	0
許 可	2 8	2 8	2 8	2 9	2 9
直 営 + 委 託					
直 営 + 許 可	2	2	2	2	2
委 託 + 許 可	5	5	4	4	4
直営+委託+許可					

(2) 市町の委託・許可件数

平成28年度におけるごみの委託件数は391件、許可件数は858件となっている。
し尿の収集運搬委託件数は24件、収集運搬の許可件数は125件となっている。

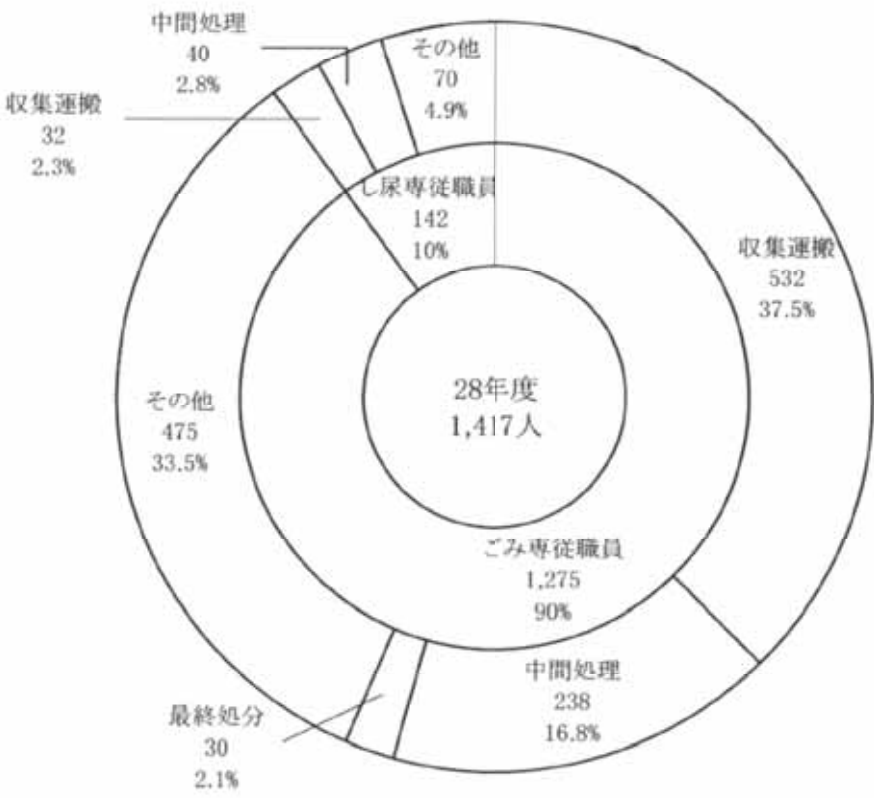
ごみ・し尿の委託・許可件数の推移

区分 \ 年度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
ごみ	委 託	4 0 4	3 8 0	3 6 7	4 1 2
	許 可	8 6 6	8 5 1	8 4 0	8 7 1
し尿	委 託	1 8	1 6	1 6	2 1
	許 可	1 2 9	1 2 4	1 2 6	1 3 3

(3) 市町等の従事職員数

平成28年度における市町等の職員数は、ごみ関係が1,275人、し尿関係が142人となっている。このうち、収集運搬に従事する者は全体の39.8%(564人)を占めている。

ごみ・し尿の従事職員数の状況



ごみの従事職員数の推移

(単位：人)

年度 区分	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
収 集 運 搬	6 0 0	5 7 9	5 8 2	5 4 6	5 3 2
中 間 処 理	3 4 1	3 2 5	2 8 4	2 4 6	2 3 8
最 終 処 分	3 6	3 0	3 3	3 1	3 0
そ の 他	4 6 0	4 6 1	4 6 9	4 7 2	4 7 5
合 計	1, 4 3 7	1, 3 9 5	1, 3 6 8	1, 2 9 5	1, 2 7 5

し尿の従事職員数の推移

(単位：人)

年度 区分	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
収 集 運 搬	3 4	3 3	3 3	3 1	3 2
中 間 処 理	4 4	4 2	4 2	4 5	4 0
そ の 他	7 8	7 8	8 3	7 6	7 0
合 計	1 5 6	1 5 3	1 5 8	1 5 2	1 4 2

(4) 収集手数料

平成28年度における家庭ごみ（可燃ごみ）の手数料徴収は、18市町(19地区)で従量制によって行われている。

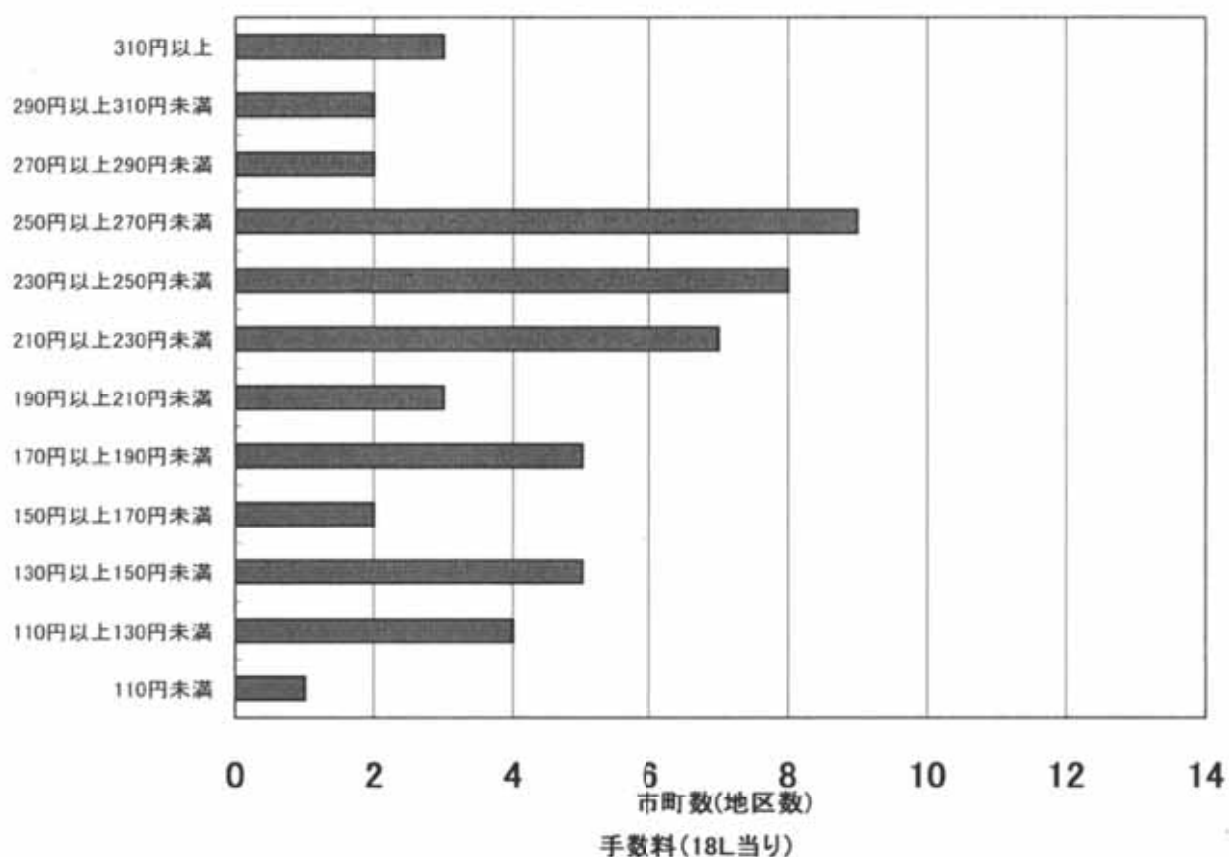
家庭ごみの手数料徴収状況（地区数）

区分 \ 年度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
従 量 制	1 7	1 7	1 9	1 9	1 9
定 額 制	0	0	0	0	0
従量制+定額制	0	0	0	0	0
合 計	1 7	1 7	1 9	1 9	1 9

※牧之原市のみ2地区

し尿の手数料は全市町で徴収されている。徴収は、主に従量制によって行われており、18L当たり105円から445円と市町(地区)によって徴収料金に大きな差がみられる。

し尿の手数料（従量制：18L当たり）



家庭系ごみの処理料金の徴収状況について

平成29年10月末現在

市町事務組合名	収 集 ご み	直 接 搬 入 ご み
1 静岡市		
2 浜松市		
3 沼津市		車両最大積載量200kgまで1,220円 200kg超100kg毎610円加算
4 熱海市	従：10円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋	従：60円/10kg
5 三島市		従：100円/10kg(但し100kgまで1,000円)
6 富士宮市		
7 伊東市	従：15円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋	従：30円/10kg
8 島田市		従：50kgまで無料 破砕を要するもの基本額300円+60円/10kg 破砕不要のもの基本額250円+50円/10kg がれき類は基本額525円+525円/100kg
9 富士市		
10 磐田市		従：可燃ごみ154円/10kg 不燃ごみ車両最大積載量0.5tまで510円、1.0tまで1,020円、1.5tまで1,540円、2.0tまで2,050円
11 焼津市		従：50kg超全量に対し140円/10kg(50kgまで無料)・・・*4
12 掛川市	従：17.4円/20L袋 21.6円/30L袋	従：50円/10kg+消費税相当額
13 藤枝市		従：50kg超全量に対し144円/10kg(50kgまで無料)・・・*4
14 御殿場市	従：13円/20L袋 20円/30L袋 30円/45L袋・・・*3	従：可燃ごみ40円/10kg・・・*3 不燃・粗大ごみ200円/10kg
15 袋井市		従：100kgまで72円/10kg 100kg超134円/10kg・・・*8
16 下田市	従：20円/30L袋、30円/45L袋、50円/75L袋	従：可燃ごみ70円/10kg、不燃ごみ200円/10kg(共に20kg以下1回100円)
17 裾野市		
18 湖西市	従：10円/20L袋 15円/30L袋	従：50円/10kg
19 伊豆市	従：10円/10L袋、15円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋	車両最大積載量200kgまで1,200円 200kg超100kg毎600円加算
20 御前崎市	従：20円/袋・・・*6	従：50円/10kg がれき類は300円/500kg・・・*6
21 菊川市	従：17.4円/20L袋 21.6円/30L袋	従：50円/10kg+消費税相当額
22 伊豆の国市	従：可燃ごみ 5円/15L袋、7円/30L袋、9円/45L袋 資源ごみ 4円/15L袋、6円/30L袋、8円/45L袋	従：指定袋を使用 (指定袋以外の可燃ごみは10円/10kg) 粗大ごみ無料
23 牧之原市(穂原地区)	従：可燃ごみ20円/袋・・・*5	従：51円/10kg・・・*5
牧之原市(相良地区)	従：20円/袋・・・*6	従：50円/10kg がれき類は300円/500kg・・・*6
24 東伊豆町		従：可燃・不燃共20kgまで100円、以降30円/10kg
25 河津町		従：可燃・不燃とも20kgまで100円 20kg以上は10kg増すごとに30円加算
26 南伊豆町	従：14.5円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋、50円/70L袋	従：70円/10kg(粗大ごみ200円/10kg)、10kg以下1回50円
27 松崎町	従：13.5円/15L袋、23円/30L袋、32.5円/45L袋、50円/70L袋	従：100kg未満無料 100kg以上250円+30円/10kg
28 西伊豆町	従：10円/15L袋、16円/30L袋、23円/45L袋	従：70円/10kg
29 函南町		従：300kgまで無料 300kg以上は40円/10kg
30 清水町		粗大ごみ 30kg以下200円、30kg超50kg以下300円、50kg超100kg以下500円、100kg超のものは50kg増すごとに300円加算
31 長泉町		
32 小山町	従：13円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋	従：10kg当り40円10kg増すごと40円(指定袋は無料)
33 吉田町	従：可燃ごみ20円/袋・・・*5	従：51円/10kg・・・*5
34 川根本町	従：15円/20L袋、30円/35L袋、40円/45L袋	従：100kg未満100円 100～500kg未満500円 500kg以上のものは100kg増すごとに100円加算
35 森町	従：可燃ごみ18円/袋(50cm×80cm)	従：100kgまで72円/10kg 100kg超134円/10kg・・・*8
市町 計	従量制：18市町	従量制：26市町
1 東河環境センター		従：可燃・不燃とも20kgまで100円10kg増すごとに30円増
2 伊豆沼津衛生組合		
3 御殿場小山広域組合	従：可燃ごみ 13円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋 不燃ごみ 13円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋	従：可燃ごみ 10kg当り40円10kg増すごと40円(指定袋は無料) 不燃ごみ 10kg当り200円10kg増すごと200円(指定袋は無料)
4 志太広域事務組合		従：50kg超全量に対し144円/10kg(50kgまで無料) ただし10円未満は切り捨て
5 吉田牧之原広域組合	従：可燃ごみ20円/袋	従：51円/10kg
6 牧之原御前崎広域組合	従：20円/袋	従：50円/10kg がれき類は300円/500kg
7 掛川菊川衛生施設組合		従：50円/10kg+消費税相当額
8 袋井森町広域行政組合		従：100kgまで72円/10kg 100kg以上134円/10kg ただし、計算の結果生じる10円未満は切り捨て
9 中遠広域事務組合		
一部事務組合計	従量制：3一部事務組合	従量制：7一部事務組合

(注意) ...*○○ の記載は、一部事務組合において手数料条例が制定されていることを意味する。

(注意) ...指定袋の値段はごみ処理手数料込みの販売単価である。

事業系ごみの処理料金の徴収状況について

平成29年10月末現在

市町事務組合名	収 集 ご み	直 接 搬 入 ご み
1 静岡市(静岡地区)	従: 205円/45L袋 92円/20L袋	従: 108円/10kg(但し100kgまで1,080円、10円未満の端数切捨て)
静岡市(清水地区)		従: 108円/10kg(但し100kgまで1,080円、10円未満の端数切捨て)
静岡市(蒲原地区)		従: 108円/10kg(但し100kgまで1,080円、10円未満の端数切捨て)
静岡市(由比地区)		従: 108円/10kg(但し100kgまで1,080円、10円未満の端数切捨て)
2 浜松市		従: 124円/10kg びん・ペットボトルは31円/10kg
3 沼津市	従: 100円/45L袋 45円/20L袋	車両最大積載量200kgまで1,220円 200kg超100kg毎610円加算
4 熱海市	従: 10円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋、50円/75L袋	従: 60円/10kg若しくは50円/75L袋
5 三島市		従: 120円/10kg(但し100kgまで1,200円)
6 富士宮市		従: 108円/10kg(但し100kgまで1,080円)
7 伊東市	従: 45円/35L袋、60円/45L袋、90円/70L袋	従: 10kg当り60円
8 島田市		従: 破砕を要するもの(再生利用可能な剪定枝除く)→基本額250円+250円/10kg、破砕不要のもの(再生利用可能な生ごみ除く)→基本額200円+200円/10kg、再生利用可能な剪定枝・生ごみ→基本額150円+150円/10kg
9 富士市		従: 123円/10kg 剪定枝100円/10kg
10 磐田市		従: 154円/10kg
11 焼津市		従: 50kg超全量に対し140円/10kg(50kgまで無料)・・・*4
12 掛川市		従: 150円/10kg+消費税・・・*7
13 藤枝市		従: 50kg超全量に対し144円/10kg(50kgまで無料)・・・*4
14 御殿場市	従: 13円/20L袋 20円/30L袋 30円/45L袋・・・*3	従: 可燃ごみ80円/10kg・・・*3 不燃ごみ200円/10kg資源ごみ最初の10kgまで200円、その後100円/10kg加算
15 袋井市		従: 100kgまで72円/10kg 100kg超134円/10kg・・・*8
16 下田市	従: 20円/30L袋、30円/45L袋、50円/75L袋	従: 可燃ごみ70円/10kg、不燃ごみ200円/10kg(共に20kgまで1回100円)
17 裾野市	従: 月100kgまで1,030円 10kg増すごとに110円	従: 110円/10kg(但し100kgまで1,030円)
18 湖西市		従: 120円/10kg
19 伊豆市	従: 10円/10L袋、15円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋、50円/70L袋	車両最大積載量200kgまで1,200円 200kg超100kg毎600円加算
20 御前崎市		従: 150円/10kg がれき類は1000円/500kg・・・*6
21 菊川市		従: 150円/10kg+消費税・・・*7
22 伊豆の国市		従: 指定袋を使用(指定袋以外の可燃ごみ10円/10kg) 粗大ごみは50円/10kg
23 牧之原市(榛原地区)		従: 154円/10kg・・・*5
牧之原市(相良地区)		従: 150円/10kg がれき類は1000円/500kg・・・*6
24 東伊豆町		従: 可燃共20kgまで100円、以降30円/10kg
25 河津町		従: 可燃不燃とも20kgまで100円 20kg以上は10kg増すごとに30円加算
26 南伊豆町	従: 14.9円/20L袋、20.5円/30L袋、30.8円/45L袋、51.4円/70L袋	従: 70円/10kg(粗大ごみ200円/10kg)、10kg以下1回50円
27 松崎町	従: 13.5円/15L袋、23円/30L袋、32.5円/45L袋、50円/70L袋	従: 100kg未満無料(100kg以上250円+30円/10kg)
28 西伊豆町	従: 10円/15L袋、16円/30L袋、23円/45L袋	従: 70円/10kg
29 函南町		従: 75円/10kg(但し100kgまで750円)
30 清水町		指定処理施設への可燃ごみ月搬入量100kgごと1,100円
31 長泉町	従: 50~100kg/月まで900円(100kg毎に900円加算)	従: 100kgまで700円(100kg毎に700円加算)
32 小山町		従: 80円/10kg・・・*3
33 吉田町		従: 154円/10kg・・・*5
34 川根本町		従: 100kg未満100円 100~500kg未満500円 500kg以上は100円/100kg
35 森町		従: 100kgまで72円/10kg 100kg超134円/10kg・・・*8
市町 計	従量制: 12市町	従量制: 32市町
1 東河環境センター		従: 可燃・不燃とも20kgまで100円10kg増すごとに30円増
2 伊豆沼津衛生組合		
3 御殿場小山広域組合	従: 可燃ごみ 10kg当り40円10kg増すごと40円(指定袋は無料) 不燃ごみ 10kg当り200円10kg増すごと100円(ビン・カン・ペットボトルに限る)	
4 志太広域事務組合		従: 50kg超全量に対し144円/10kg(50kgまで無料) ただし10円未満は切り捨て
5 吉田牧之原広域組合		従: 154円/10kg
6 牧之原御前崎広域組合		従: 150円/10kg がれき類は1,000円/500kg
7 掛川菊川衛生施設組合		従: 150円/10kg+消費税相当額
8 袋井森町広域行政組合		従: 100kgまで72円/10kg 100kg以上134円/10kg ただし、計算の結果生じる10円未満は切り捨て
9 中遠広域事務組合		
一部事務組合計	従量制: 1一部事務組合	従量制: 7一部事務組合

(注意) ...*〇〇 の記載は、一部事務組合において手数料条例が制定されていることを意味する。

(注意) ...指定袋の値段はごみ処理手数料込みの販売単価である。

5 処理施設等の整備

(1) 概 要

ごみ、し尿の衛生処理を推進するためには、効率的な処理施設及び最終処分場(埋立処分地)の計画的な整備が必要である。

しかし、処理施設や最終処分場の建設は、住民理解を得るのが難しいケースが多いので、環境影響評価や環境保全対策を推進することと併せ、積極的な情報公開や広報等によって住民の理解を得ることが重要である。

(2) 国庫補助による施設整備

国では平成30年6月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画(2018年度～2022年度)に基づき、廃棄物処理施設の計画的な整備を図ることとしている。

廃棄物処理施設整備国庫補助事業におけるごみ処理施設等の整備に当たっては、平成10年10月に「ごみ処理施設構造指針」を廃止し、「ごみ処理施設性能指針」を、平成12年10月に「汚泥再生処理センター等の水処理施設に係る性能指針」を、同年12月に「廃棄物最終処分場性能指針」が、更に平成14年11月にし尿・浄化槽汚泥の海洋投入処分禁止措置に伴い「し尿・浄化槽汚泥高度処理施設性能指針」が策定されている。

市町村等は、廃棄物処理法による一般廃棄物処理基本計画に基づき、効率的かつ計画的な施設整備を行うこととなる。

平成16年度まで廃棄物処理施設整備費国庫補助金により施設整備に支援されていたが、平成17年度にこの国庫補助制度が廃止され、新たに循環型社会形成の推進に資する事業(施策パッケージ)に対する交付金制度が創設された。

平成18～21年度には、交付金制度の交付対象の拡大とメニューの統合や一部廃止が行われた。

平成22年度からは、基幹的設備改進黨業と漂流・漂着ごみ処理施設の2つのメニューが、平成26年度からは、エネルギー回収型廃棄物処理施設と廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業の2つのメニューが、新たに追加された。

(3) 循環型社会形成推進交付金の概要

3Rの推進や広域的処理の観点から、循環型社会の形成を図ることを目的として、熱回収を行わない焼却施設等の循環型社会に相応しくない施設に対する補助金を廃止し、循環型社会の推進に資する施策パッケージに対する交付金制度が平成17年度に創設された。

ア 交付対象

人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体。

ただし、離島地域、半島地域、山村地域、過疎地域にある市町村を含む場合については、人口又は面積にかかわらず対象。

イ 交付対象事業者

地方公共団体及びPFI法第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村。

ウ 交付期間

循環型社会形成推進地域計画ごとに、交付金を受けて、交付対象事業を実施する年度から概ね5年以内(最大7年)。

エ 交付限度額

基本交付率は3分の1但し、離島地域における一部事業に係る経費の交付率は2分の1。
(「エネルギー回収型廃棄物処理施設」「高効率ごみ発電施設」「高効率原燃料回収施設」で要領に定める設備等及び「廃棄物処理施設の基幹的改良事業(交付率1/2)」「低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業」等については2分の1)。

オ 循環型社会形成推進地域計画

交付金を受けようとする市町村は、環境省、県を含めた地域協議会※を必要に応じて開催し、意見交換を行ったうえで、次に掲げる事項を掲載した循環型社会形成推進地域計画を環境大臣に提出する。

(ア) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

対象地域、計画期間、基本的な方向

(イ) 循環型社会形成推進のための現状と目標

一般廃棄物等の処理の現状、一般廃棄物等の処理の目標

(ウ) 施策の内容

発生抑制、再使用の推進、処理体制、処理施設の整備、施設整備に関する計画支援事業、その他の施策

(エ) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

(オ) 交付期間

(カ) 計画のフォローアップと事後評価

※市町村の自主性を高めるため、平成21年1月27日から以下のとおり手続きが簡素化された。

①地域協議会開催の義務付けを廃止

②一般廃棄物処理計画中に施設整備に係る具体的な立地計画が位置づけられている場合は、地域計画に代えることができる。

カ 事後評価

市町村は、交付対象期間の終了後に地域計画の目標達成状況等について評価を行い、公表するとともに環境大臣へ報告する。

交付対象事業一覧表(平成28年度)

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1. マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2. エネルギー回収型廃棄物処理施設	
3. エネルギー回収推進施設 (平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度に実施している場合に限る。)	
4. 高効率ごみ発電施設 (平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度に実施している場合に限る。)	
5. 高効率原燃料回収施設 (平成23年度以前に着手し、平成24年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成23年度に実施している場合に限る。)	
6. 有機性廃棄物リサイクル推進施設	
7. 最終処分場(可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。)	
8. 最終処分場再生事業	事業に要する費用
9. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/3)	
10. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/2)	施設の新設、増設に要する費用
11. 漂流・漂着ごみ処理施設	
12. コミュニティ・プラント	事業に要する経費
13. 浄化槽設置整備事業	
14. 浄化槽市町村整備推進事業	
15. (省略:沖縄県のみ交付対象)	
16. (省略:沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象)	
17. (省略:沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象)	廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用
18. 施設整備に関する計画支援事業	
19. 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業	廃棄物処理施設における総合的な長寿命化計画の策定のために必要な調査等に要する費用

ア. マテリアルリサイクル推進施設のうち、サテライトセンターについては、地域におけるごみ処理の広域化・集約化に伴って、ごみ焼却施設の跡地を利用して整備するものに限る。

イ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設については、エネルギー回収率 0.5%相当以上(規模により異なる。)の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

- ウ、エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、メタンガス化施設については、メタンガス化施設からの熱利用率 350kWh/ごみトン以上の施設を整備するものであり、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設と組み合わせた方式を含み、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。
- エ、上記イ、のうち、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、エネルギー回収率 24.5%相当以上(規模により異なる。)の施設であること、整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するように努めること、原則として、ごみ処理の広域化に伴い、既存施設の削減が見込まれること(焼却能力300t/日以上以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。)及び別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。
- オ、エネルギー回収推進施設のうち、ごみ焼却施設については、発電効率又は熱回収率が 10%以上の施設を整備するものに限る。
- カ、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びエネルギー回収推進施設のうち、ごみ固形燃料(RDF)化施設の整備については、発電効率又は熱回収率が 20%以上のごみ固形燃料(RDF)利用施設へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。
- キ、ごみ固形燃料(RDF)発電等焼却施設及びごみ固形燃料(RDF)化施設については、「ごみ固形燃料の適正管理対策について」(H15.12.25 環境省通知)「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- ク、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びエネルギー回収推進施設については、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」(H18.6.9 環境省通知)等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- ケ、高効率ごみ発電施設については、発電効率 23%相当以上(規模により異なる。)施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること(焼却能力 300t/日以上以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。)及び別に定める「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合するものに限る。
- コ、高効率原燃料回収施設については、メタン回収ガス発生率が 150Nm³/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が 3,000 Nm³/日以上メタンガス化施設を整備するものに限り、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設(発電効率又は熱回収率が 10%以上のものに限る。)と組み合わせた方式(メタンガス化施設の発電効率又は熱回収率が 10%以上のものに限る。)を含む。
- サ、有機性廃棄物リサイクル推進施設において、前処理設備として汚泥濃縮装置(移動式を含む)を整備する場合は、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な整備事業であって、原則として、複数の施設が共同して本装置を効率的に使用する計画に基づくものに限る。
- シ、可燃性廃棄物直接埋立施設及び焼却施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。
- ス、最終処分場再生事業については、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業であって、その際に基準に適合する最終処分場とするものに限る。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対応するために既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認した上での総合的な計画である場合に限る。

- セ. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率 1/3)については、ごみ焼却施設又はし尿処理施設を対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該施設を通じて施設の稼動に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が3%以上削減されるものであり、事業実施後は全連続運転を行うものであって(ただし、し尿処理施設及び交付要綱第3第1項の離島地域等についてはこの限りではない。)、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。
- ソ. 漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業とは、漂流・漂着ごみを円滑に処理するため、廃棄物の処理に直接必要な設備を整備するものであり、交付要綱別表1の第 11 項の事業とし、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業を含むことができるものとする。
- タ. 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定に係る事業とは、別に定める「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」に適合する廃棄物処理施設の総合的な長寿命化計画を策定するために地域単位での総合的な調整の視点を踏まえた上で必要な調査等を行うものである。
- ・ 2. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に係る交付率を1/2とする措置は、平成30年度までの時限措置。
 - ・ 3. エネルギー回収推進施設及び高効率ごみ発電施設の整備事業は、平成25年度以前に着工し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成 25 年度以前に実施している場合に限るまでの時限措置。
 - ・ 4. 高効率原燃料回収施設の整備事業は、平成23年度以前に着工し、平成24年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成23年度以前に実施している場合に限る。
 - ・ 5. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/2)は、北海道、沖縄県、離島地域及び奄美群島以外のごみ焼却施設については、平成26年度以前に着工し、平成27年度以降に継続して実施する場合に限る。

